

議事日程（第3日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（9名）

1番	石井伸弘	3番	村木俊文
4番	松野由文	5番	三浦元嗣
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員（1名）

2番 神谷巧

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務課長 兼税務課長	臼井誠	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦	総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課 総括管理監	林賢二	住民保険課長	福田宇多子
福祉健康課長	木野村英俊	教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	上下水道課主幹	北中龍一
保健センター所長	鳥本裕子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	後藤祐斗
議会書記	石崎啓明		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまから令和2年第8回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

神谷巧議員が欠席しておりますが、ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番 井野勝已君及び1番 石井伸弘君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、杉本真由美君。杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく3点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目についてであります。

行政手続のオンライン化の推進と押印の見直しについてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、デジタル技術を用いたオンラインやリモートなど、生活やビジネスの変革の動きが加速しています。一方では、行政サービスは対面式での手続が多く、各種窓口では、感染予防対策をしながら対応をしている現状であると見受けられます。ウイズコロナ時代の新しい生活様式の確立に向け、役所で行う様々な手続が住民にとってより便利で快適なものとなるよう、各種手続や町民サービスのデジタル化、オンライン化を加速し、強力に進める必要があると考えます。

国は、新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、社会実装とその環境整備を進めていくとしており、特にデジタル・ガバメントは今後1年間で改革期間であると、いわゆる骨太方針にも示されました。

平成28年12月に施行された官民データ活用推進基本法では、行政手続に関わるオンライン利用の原則化が進められています。ふだんの買物や銀行手続など、様々なサービスが自宅にしながら簡単に受けられるようになっていきます。行政のデジタル化は、パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続についても、民間サービスと同様にオンラインでできるよう

なサービスが求められます。

コロナ禍の影響により、行政手続のオンライン化の必要性について多くの方が認識するようになり、今までオンラインサービスを提供していても使われてこなかった手続にも注目が集まっています。オンライン化を加速させつつ、電子申請やキャッシュレス決済など、各種手続等のオンライン化を進めるべきと考えます。

オンライン化の推進と併せて、行政手続の見直しを積極的に行っていただきたいと考えます。

中央省庁の行政手続の押印廃止が強力に推進している行政改革担当大臣より、国で作成した地方自治体での行政手続における押印廃止マニュアルを今月中にも各自治体へ配布すると発表されました。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

1点目、本町における各種手続のオンライン化の進捗状況をお聞かせください。

2点目、国の動きに合わせて押印の見直しを進めていますか。進めていれば、取組状況を具体的にお聞かせください。

以上、お願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 白井総務課長。

○総務課長兼税務課長（白井 誠君） では、行政手続のオンライン化の推進と押印の見直しについてお答えします。

まず、本町における各種手続のオンライン化の進捗状況につきましては、平成29年7月1日より、マイナンバーカードをお持ちの方であれば、政府が運営するマイナポータルのぴったりサービスを利用して、保育施設等の利用申込みや児童手当等の現況届、妊娠届など、現在、子育てに関する15の手続の申請が可能となっております。このぴったりサービスを利用して、特別定額給付金においては約200世帯からの申請がありました。

次に、押印の見直しにつきましては、報道されておりますマニュアルはまだ配付されておられません。届き次第、全庁で情報を共有し、取り急ぎ各担当課において検討を開始する予定でございます。

現在、押印の見直しを足がかりに、行政手続の見直しの動きが一気に加速している中で、様々な情報が交錯しており、国の法令等に基づいた手続については、法令等各所管各府省において対応を明確にしたガイドライン等の配布や、地方公共団体が独自に実施する手続についても、総務省において国の基本的対応方針が示される予定であるなどの情報もございます。

つきましては、本町といたしましては、デジタル庁が創設される来年度より、様々な情報を精査しながら、慎重に行政手続の見直しに取り組んでまいります。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

まず、1点目についてであります。マイナンバーカードを利用しての子育て関係の15の手続ができるという答弁もいただきました。

今回、マイナポータル、ぴったりサービスを、またそれ以上に活用できないかということでもっとお尋ねいたしたいんですけども、新たなシステムの構築などの必要はないというふうにしておりますが、メニューの追加などの御予定はあるのでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 白井総務課長。

○総務課長兼税務課長（白井 誠君） こちらの自治体サービスにつきましては、国のシステムを使っておりますので、国の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 進めていただきたいと思えます。

また、2点目についての押印の見直しについても、国の動向を見ながらされているということでしたので、膨大な数になるかと思いますが、作業となると思いますが、よろしく願いいたします。様々な手当が町民の方にとって便利で快適なものとなりますように、また引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

まず1点目の質問はこれで終わります。

それでは、2点目についてであります。

3歳児健診における弱視早期発見についてであります。

日本弱視斜視学会によると、弱視は通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力という意味で一般的に使われていますが、医学的には視力の発達が障害されて起きた低視力を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼びます。また、日本眼科学会では、もともと人間は生まれたときからはっきりと物が見えているのではなく、生まれた後に外界からの適切な視覚刺激を受けることによって発達いたします。外界からの刺激によって、脳の神経回路が集中的に作られる時期のことを感受性期といいます。人間の視覚の感受性は生後1か月から上昇し始め、1歳半頃にピークに達し、その後、徐々に減衰して大体8歳頃までに消失すると考えられます。視覚の感受性期がピークを過ぎると治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期と言えます。

平成29年4月7日付、厚生労働省通知の3歳児健康診査における視力検査の実施について、子供の目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。また、そのことを周知することと記載があります。

視力は成長に伴って発達し、6歳で大部分の子供が大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待されるそうです。

現在、本町では、各家庭でランドルト環を用いて保護者が視力検査を実施し、アンケート用紙に記入、3歳児健康診査時に持参しております。

ランドルト環とは、アルファベットのCのようなマークで、片目を隠しながら、Cのような形の割れ目の向きを、右・左や上・下などと確認する方法です。

日本眼科学会によると、弱視の子供はもともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、見えない、見えにくいというように訴えることがほとんどないそうです。また、片目だけ弱視の場合、片方の目が見えていると、もう一方の異常に子供自身も保護者も気づきにくいのです。視力検査がうまくできなかった場合や異常を見逃す可能性、子供がうまく答えられなかったり、検査を擦り抜けてしまうこともあるそうです。3歳児健診における視力検査の位置づけは、見る力が発達する時期に将来を見据え治療を開始できるか否か、重要な節目になるのではないのでしょうか。

そこで、以下3点についてお尋ねいたします。

まず1点目についてです。

3歳児健診において、弱視の見逃しは起きていませんか。

3歳児健診における視力検査は、視力の検査のみでなく、視覚異常の発見にもつながる大切な機会であり、機会を逃すことにより治療が遅れ、十分な視力が得られなくなるということをどれだけの保護者が認識されていますか。

そこで、2点目について、保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発はどのようにされていますか。

また、3歳児健康診査について、日本小児眼科学会では、提言の中で、視力検査に加えてフォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を推奨しています。それは、手持ち自動判定機能付フォトスクリーナー装置というもので、一眼レフくらいの大きさです。カメラで撮影するように子供の目元を映し出し、屈折異常や斜視などの両目の異常、両目の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、母親の膝に乗ったまま検査が可能で、受信者の負担が少ないことが特徴です。

この4月から機器を導入された大府市では、4月から9月に3歳児健診を受けた336人のうち38人のお子さんが精密検査となり、重複ではありますが、乱視が32人、不同視が6人、斜視が5人、近視が2人、遠視2人と精密検査依頼内容の内訳となったそうです。また、検査を実施している保健センターの担当者の方からは、このフォトスクリーナー装置を導入してから、今のところのデメリットはないという声をいただきました。また、以前に3歳児健康診査を受けた子供でも、保健センターに連絡すると無料で検査ができるとしております。

そこで、3点目について、3歳児健康診査の視力検査において、フォトスクリーナーを導入できないのでしょうか。以上3点よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤浩孝君） 鳥本保健センター所長。

○保健センター所長（鳥本裕子君） 3歳児健診における弱視早期発見についてお答えいたします。

本町の3歳児健康診査における視力検査は、1次検査として保護者に絵指標とアンケートを送付して、家庭で視力検査を実施していただきます。家庭で検査ができない場合は、健診会場で保健師が検査を行い、医師や保健師がアンケート内容と検査結果を確認し、総合的に判断し、必要な場合は眼科で検査を受けるよう指導しています。令和元年度、3歳児健診を133人が受診され、斜視、弱視、眼振、色弱などで9人のお子さんに保健指導を行い、異常を早期に発見し、治療に

つながりました。

保護者への周知、啓発については、家庭での検査が視力異常の早期発見に大切な機会であることをアンケートに記載し、健診会場では視力検査の重要性を説明しています。

屈折検査機器の導入につきましては、現在、県が7台の屈折検査機器を保有しており、来年度機器を借りることが可能ですので、町内の眼科医及び視能訓練士と連携し、3歳児眼科健診体制が充実するように検討してまいります。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

3歳児健診時にしっかりと保健センターの担当の方が指導、説明をしていただいておりますということで、安心しております。また引き続き、お願いしていただきたいと思っております。

また、この乳幼児の斜視を契機に網膜芽細胞腫、網膜剥離、白内障といった器質的疾患が発見されることもしばしばあると聞いております。このフォトスクリーナーの活用は、あくまでも診断ではなくって、今までの検査方法と併用することにより、視覚異常の検出方法を向上させることができると考えております。また、要精密検査の判定を受けた3歳児においては、その後、眼科医における精密検査を行っていただくことで、またその結果をフォローアップする体制も重要かと思っております。また、本町においても、一日も早いフォトスクリーナーの導入ができることを願っております。よろしく願いいたします。以上で2点目について終わります。

それでは、3点目についてであります。

ヤングケアラーの支援についてであります。

日本では、ヤングケアラーの明確な定義はありませんが、厚生労働省は、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供を指すとしています。

ケアが必要なのは、主に障害や病気のある祖父母、兄弟やほかの親族の場合もあり、具体例としては家族に代わり幼い兄弟の世話をしているなどの10種類の形があることを示しております。背景には、家族形態の多様化や高齢化の影響が考えられ、ケアを担う大人が減少し、支え手が十分でない場合、子供が引き受けざるを得ない状況が生じています。

総務省の就業構造基本調査では、家族を介護している15歳から29歳では、2012年では17万7,600人、2017年では21万100人と、3万人以上も増えております。ヤングケアラーを支援する上では、行政が学校など関係機関の理解が欠かせません。しかし、各自治体が虐待児などを支援するため、設置している要保護児童対策地域協議会を対象にした厚生労働省の19年度調査研究事業の報告によると、ヤングケアラーの概念を認識していないが25%ありました。ヤングケアラーの学校生活への影響を見ると、「学校等にもあまり行けていない」が31.2%と最も多く、進学や就職に支障を来す場合もあり、学校や地域が連携して早期に子供のSOSに気づく仕組みづくりが重要となります。

一方で、ヤングケアラーは同世代に悩みを共有できる人がなく、孤立しやすい状況に、手伝いと過度なケアの線引きが難しかったり、介護が日常となって支援が必要な状況子供自身が認識

していないケースも多く、共鳴しにくいこともあり、支援を難しくさせているとも言われております。子供たちが自身の可能性を最大限に発揮できる将来のために、適切な支援につなげられるように、以下2点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、ヤングケアラーの問題を把握されていますか。

2点目、ヤングケアラーの存在を把握し、支援につなげるためにはどのような対策が必要となりますか。お尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） ヤングケアラーの質問についてお答えします。

ヤングケアラーは明確な定義がありませんが、通学や仕事の傍ら、本来、大人が担うような障害や病気のある親や祖父母、年下の兄弟などを介護や世話をしている18歳未満の子供を指しています。現在、少子高齢化が進む中、対策が必要な課題と捉えています。

1つ目の質問のヤングケアラー問題の有無について把握はしておりませんが、町におきましても、子供の中には家族の介護等が必要なことにより、子供の健やかな成長が阻害されることや、保護者が生活への影響からネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識し、こうした子供や家族を適切に把握する必要があると感じています。

次に、存在を把握し、支援につなげる方策についてですが、支援の方法は個々の案件によって異なると考えられます。例えば関係機関との連絡により存在を把握した場合、ケースにもよりますが、家族に要介護者がいる場合では、その介護や世話等の実態を踏まえた上で、子供の気持ちに寄り添うことで要望を聞き出すなど、支援につなげていく必要があると思います。

特に、子供は自分自身がヤングケアラーと認識していることが少ないと考えられることから、子ども相談センター、学校や教育委員会と連携しながら情報を共有するなど、適切に対応していきますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

ヤングケアラーを把握された場合は、しっかりと支援していくという御答弁でありましたので、お願いいたします。

また、厚生労働省は各都道府県や市町村の教育委員会を通じて、ヤングケアラーの初めての全国的な実態調査をはじめ、家族構成や学校生活などへの影響のほか、親が自分の世話をさせることで事実上のネグレクト、子育て放棄に当たる事例がないかも調べ、適切な支援につなげていくとしております。

少し前にありますが、岐阜市内の小・中学校68校で実態把握の調査をしたところ、ヤングケアラーと見られる小・中学生が21人いたということが分かりました。小学生では14人、中学生では7人、祖父母や父母の介護、幼い兄弟の世話などをしており、中には遅刻や早退、欠席の多い児童もいるという実態もありましたので、またこの調査を通して、学校や地域が連携して、子供のSOSを見逃さずに受け止めて、支援につながっていくようお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 次に、井野勝巳君。井野議員。

○10番（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきたいと思いますが、毎日連日のようにテレビ放映はコロナコロナでありまして、昨日も東京は602人という大勢の感染者が出たようであります。

新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、終息しないまま第3波による感染者が増加しつつあります。世界においては6,511万1,866人が感染し、150万4,303人が亡くなっております。国内は、12月6日時点で16万1,117人が感染をし、発症してから2,335人の方が亡くなられたようであります。

政府も新型コロナ対策として、第1次補正予算で25兆7,000万円を組み、国民1人10万円の定額給付金や観光・外食を支援、また雇用調整助成金の拡大や家賃支援などに充てるとして、第2次補正予算31兆9,000億円を、新たにまた第3次補正に特別会計と合わせて20兆1,000億円をこの15日にも閣議決定すると、国債発行額は合計で110兆3,000億余りの過去最大の補正予算となります。

一方、蔓延防止対策として、休業要請や不要な外出などを自粛要請したために、商工会、観光業界、飲食店で働く人は休業による給与が減収し、日常生活にも影響が出ております。

また、東海3県では企業など50社以上が倒産したとの報道もありますが、今なお東京、大阪、北海道など感染者が増加しており、今後も予断は許されない状況下であります。

余談になりますが、今から30年前、1990年5月2日付の某新聞には、「2020年、人類の半数は伝染病になる」として、WHOは温暖化による健康被害を予測しております。オゾン層の破壊によって免疫力の低下を招くのではないかというような記事の内容であります。今日の新型コロナウイルスの感染症が世界的に大流行をしていることを予測していたような内容で、話題になっているようではありますが、くしくも現在に当てはまっており、驚きであります。

最近ではワクチンも開発され、イギリスではアメリカ産のファイザー製ワクチンの接種を始めたとの報道であります。政府も過日の参議院において、接種費用は国が全額負担するための接種法を可決成立いたしました。一日も早く終息することを願いたいところであります。

前置きが長くなりましたが、新年度予算案とコロナ関係について、質問させていただきたいと思っております。

令和2年度の予算額は、南東部開発事業や北方学園構想関連事業などで134億3,400万円の大型予算が組まれております。新年度もこの重点施策を推進するために、南東部開発事業関係や学園構想による基盤整備事業費などの予算編成がされると思いますが、初めに重要施策であります南東部開発事業に関する新年度予算案及び事業計画についてと、学園構想推進に関する新年度予算についてお尋ねをいたします。

○議長（安藤浩孝君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

昨日も45人ということで、岐阜県もまた最高値を出したわけでありましてけれども、今日の5時からまたコロナ対策会議ということで、県のほうから要請がありましたけれども、恐らく時短要請、あるいは休業要請が一部の柳ヶ瀬、あるいは玉宮の辺で出されるのではないかなと、そんなふうに思っております。

井野議員から、今、コロナ関係でまた大変な中、来年度予算について御質問がありました。

まず最初、今いただいた質問でありますけれども、南東部開発事業に関する新年度予算と事業計画ということであります。

南東部開発事業は、御承知のとおり、今年度になってから大きく進展をいたしました。企業誘致エリアにつきましては、大洋電機が12月4日に竣工式を行い、稼働をしたところであります。また、第2工区につきましても、12月10日に株式会社プレミアムウォーターと仮契約を締結させていただきました。また、広域交流拠点エリアにつきましては、イオンタウン株式会社を事業者を選定するとともに、用地の取得を開始したところであります。

したがって、これらの事業に加え、継続費として造成工事費を今年度当初に予算計上しており、令和3年度分を新年度予算として計上していくこととしております。

広域交流拠点エリアの今後の予定としては、今年度末から来年度にかけて、予定どおり造成工事に取り組んでまいります。また、周辺道路の整備につきましては、国の3次補正の動向を注視しながら、補助事業の採択を受け、来年度までに工事を進めていきたいと思っております。

なお、今年度計上しております企業誘致エリアの周辺整備につきましては、用地売却後に公園整備をする予定でありましたが、年度末までの完成が難しいことから、来年度予算に組み替えて整備していきたいと考えております。

したがって、令和3年度の予算は造成工事費に4億9,762万円、道路整備工事ですが、これは高田川の函渠工事も含んで、7億5,100万円、企業誘致周辺整備事業費はタベが池のトイレなどの組替え費用が5,000万円を見込んでおるところであります。合計で12億9,800万円ほどになりますが、昨今の社会情勢を鑑みると変動することもありますけれども、状況を見極めながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、学園構想に関する新年度の予算事業計画の質問をいただいております。

議会初日、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、本定例会最終日に北方町立北学園文教施設新增改築工事等の工事請負契約に関する議案を上程させていただく予定をしております。この工事を皮切りに、義務教育学校開校に向けた本格的な工事を進めてまいります。したがって、令和3年度の予算としては、継続事業としてお認めいただいております北方町立北学園文教施設新增改築等の工事費6億6,000万円及び新たにお願ひする費用として、北学園関連費用では北舎の改修工事、こども園の園舎新築工事、北方中学校施設の改修工事費等で10億9,500万円を見込んでおります。また、南学園の関係費用で、特別教室棟及び特別活動室増築工事及び職員室等改修工事に5億6,400万円を見込んでおるところであります。

また、そのほかの工事としてトイレの洋式化、GIGAスクール対応工事に1億4,400万円を見込んでおり、総額といたしましては18億300万円を現時点で予定をしております。

先ほどの答弁同様、変動することがございますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 継続事業等も併せて、町長さんの答弁をお聞きしたところですが、今、本当にこの膨大な金額が要るわけですが、ある程度金額の中で財源更正をしておりますが、今、国のほうはコロナ対策で100兆円を超すような国債を発行しておる中で、一番心配なのは、こういった形の中で国庫補助金等が従来どおりついてくるのか、分割されるのか、あるいは臨財債も含めるのかどうか、この辺りも心配する要因なんですけれども、何としましてもこの事業を乗り出したからには完成をしなければならぬと考えておりますので、一遍この辺りの予算等についても、見通しとして、町長でも総務課長でも結構ですが、今までどおりの予算が今年についてもついてくると思われるかどうか、ちょっと考えをお聞かせください。

今、国の予算等でもらってやってきておるわけですが、そういったものも従来どおり交付されると考えておるか。

○議長（安藤浩孝君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） 今、地方交付税ということで、大体の見通しという御質問をいただきましたけれども、恐らくこれがそれほど大きく変動するというふうには思っておりませんし、現在の学園構想につきましては、予算の後ろ盾の下にこの金額をはじき出しておりますので、ここにショートするというようなことは今のところ考えておりません。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） それだけだと思いますけれども、結局いろいろな国のほうの手当がないとほかのほうにも影響していきますので、そういった住民の福祉の問題についてもいろいろ関係していきます。今も後期高齢者ですが、余談になりますけど、後期高齢者もどうも年収200万円からは2割負担というような形になっていきますと、これは本当に下々の生活は厳しくなってくるので、それだったら町としてもこれからは手当をできることならしていただきたいと思います。

それと北工区の話ですが、2工区のほうがこの間10日に契約をされたとお聞きをしたんですが、この問題についても某新聞社でも早くから公表されておまして、私もこの記事を求めに北方庁舎のほうへ来て調べたところ、見るにとどめておけよということで、記事の写しも持って帰らずにいたわけですが、のっけに町長はこの間テレビ放映のある中で、こういった話を発表されたわけでびっくりしておるんですが、私たちが今のこの南東部開発については、執行部もそうですけど、議会としてもこれは大成功に進めていかなきゃならないということで鋭意協力をし、努力を進めているところなので、やっぱり議会に対してもある程度見通しなり何なりをお聞かせしていただきたい。この間も課長に聞いたら、説明をしておりますと言う

けれども、説明は後追いが多く。この間の議会改革においても、本当に議会軽視ではないかという意見も出ておりますし、私も前回もそういった話をしたところですが、やはりこういったものについては、一緒に執行部も議会も相まって進めていかなきゃならん事業かと思っておりますので、一遍この辺りを精査するためにも、新年度、一遍、南東部開発の特別委員会でも開いてもらって、詳細な説明をしていってもらわんと、議員としては情報が不足をしているんじゃないか、そういうふうを考えますので、ひとつその辺り考えをお聞かせください。

○議長（安藤浩孝君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 覚えておられるかとは思いますが、北工区につきましては、昨年、一宮の繊維会社一陽というところと話が進んでおりまして、契約をしていただきたいというお返事もいただきました。その中で、議会のほうに御説明をさせていただきながら進めておったわけなんですけれども、残念ながら契約に至らなかったという経緯がございます。そのときに、議会のほうからお叱りをいただきまして、決まってから教えてくれれば良いというようなことで、今回の株式会社プレミアムウォーターにつきましては、昨年の11月、12月ぐらいから問合せがあって、検討したいということで、逐次検討されてこられたわけなんですけれども、私の思いといたしましては、先方さんは検討をしておりましたけれども、確実に買いたいとか、そういう返事をいただいたのが本当についこの間ということです。

私は事あるごとにいい感じで進んでおりますというようなことは、議会の中で話をさせていただいたと思っておりますし、自分でもそういう記憶がしっかりとございます。そういう中で、今回初めてしっかりとした、これも仮契約であります。仮契約を、これが売れたというふうに捉えていいのかどうかというのも少しありますけれども、基本的にはこの間の井野議員さんが言われる建通新聞では、北方という地名は出ておりますけれども、場所とか金額とかそういったものは、しっかりとしたものも出ておりません。恐らく株式会社プレミアムウォーターも、そういう計画がありますよという中で、新聞社のほうがそれを取り上げたと、これは業界の新聞ですので、ほとんど一般の方には目に入らない新聞であります。そういうところで話が先行していった部分はありますけれども、私どもといたしましては、やはり先方様がしっかりと買いたい、契約をさせていただきますというお返事をいただいて初めてやっぱり正式に議会に報告すべきものと、前回の経験を踏まえて今回はそうさせていただきました。

今、情報をくれないと言われてまして、非常に心外な思いをしておるわけなんですけれども、私としましては、この半年くらいにわたって、このプレミアムウォーターの会社名は出しておりませんが、水をつくる、売る、販売する会社と話が順調に進んでおりますということは何度もお話をさせていただいたつもりであります。当然、議会軽視と言われるようなつもりもありませんし、逐次報告をできることは、今現在議会のほうに対してしっかりとさせていただいておるとい認識を私は持っておりますので、ぜひ御理解をいただいて、御協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 今の町長さんの考えはそういう形ですけれども、私どもにしてみたら、もうちょっと情報が欲しいなという思いで、そういった形の中で進めていますよということですが、ある程度確信については、そうでなきゃ町長発表はできんと思うんで、その前に何らかの、議長でも誰でも結構ですけれども、一言ぐらい言ってもらってもいいんじゃないかと思えます。

それとまた、南東部の今度イオンタウンの来る土地ですけれども、市街化編入ができましたよ、すぐにでも埋立てができるのかと思ったら、まだ開発許可が出ておりませんと。開発許可を待って埋立てを始めるのかなあという話やけれども、これも計画でいうと3年の2月ですか、新年度予算2月から埋立ての工程表が出ておりますけれども、そういった過程の中でもこれを進めていける状況になりますか。許可は出ますか。

○議長（安藤浩孝君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） これは申請をして、当然その許可が下りてくる期間もかかるわけですし、順次進めていくことであって、物事が今決まったからすぐにでも始まるということでは決してございませんので、今、広域交流拠点も正直に申し上げまして、計画から6年たっております。そのこの地域は何度もお話をさせていただいておりますけれども、農振農用地と、おまけに市街化調整区域という非常に厳しい網のかぶっておる中を、順次農振を外しながら、また農地転用をしながら、また地権者と交渉しながら進めてきたわけでありますので、物事を考えた途端にすぐできるというものではありませんので、今、比較的私どもといたしましては、かなり順調に物事が進んでおると思っております。

ただ、今現状ではイオンさんのほうの計画がしっかり出ておりませんので、これが出ないと申請が、要するに開発申請が出せないということになります。上物がしっかりとしたものがないと、正直申し上げまして、私どもの造成工事も出せないということです。ですので、これは今イオンさんが遅れていると、私はそういう言い方をしてもいいのかなと思っておりますけど、早急に建物の計画図面を出していただいて、それが確定したら初めて開発許可申請ということになるかと思っております。順調に行けば、来年の令和4年の秋ということは言っておられましたけれども、今の現状では、もう既にその申請書の提出が遅れておりますので、順次そういうことで遅れていくことは、これは私どもの責任じゃなしに、ある意味イオンさんの今の計画が少し遅れていると、そういうふうに御理解をいただかないと、言ったわ、やらんわと言われると、ちょっと困るわけなんで、遅れることはありますけれども、確実に進んでおります。そういうふうに御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安藤浩孝君） 再質ですか。

○10番（井野勝巳君） 再質問。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員にお伝えします。再質問、一応3回行きましたので。

○10番（井野勝巳君） 道路工事等の計画にも出ておりますけれども、この間も広域交流拠点エリア市街化編入及び用途地域の変更、地区計画策定というのは、私たちには3年の2月頃、道路

工事ですか、こういった形の中で出てきて、またこれも私たちが聞かないうちに、この間の瑞穂市の研修に来たときにこういった資料が出てくるわけですね。そうしてみると、やっぱりもうちょっと議会のほうにもしてもらえればありがたいかなというふうに思っておりますので、これについては、確かに前もって言って怒られたことがあるかもしれへんけれども、それは契約ができななで、議会があんたら確信持って2工区とも契約ができるというような話の中での話ですので、ひとつその辺りも。

それともう一つは、先ほども申し上げましたけれども、一遍これからのことについて整理した中で、議会にも納得のいくような説明を都市環境課長にはしてもらいたいと思っておりますので、早急に委員会を開催してもらいたいと思っております。

3遍ほど質問しましたので、止めますので。

それでは次に、前段に申し上げました新型コロナウイルス感染症の長期化に対する今後の取組について、どのような取組をされておるか。

○議長（安藤浩孝君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） 新型コロナウイルスの感染症の長期化に対する今後の取組ということでもろしいでしょうか。

新型コロナウイルスが中国の武漢で初めて確認されてから、今月の8日で1年たったわけであり、議員仰せのとおり、日本では16万人の感染者が出ており、いまだ拡大が続いておるわけであり、また、第3波と言われる今現在においても終息のめどが立たないところであります。

これまで町におきましても、特別定額給付金の申請では、県内でもいち早く開始をしたり、また県の補助金を活用してプレミアム商品券の発行や上下水道の基本料金の補填など、即効性の高い緊急的な経済対策も行ってきたわけであり、

今後におきましても、国や県からの感染対策に対する交付金などの様子を見ながら、また支援策を検討してまいりたいと考えているところであります。

引き続き、また3密の回避、新しい生活様式の実践を啓発していくことなどで、町一丸となって新型コロナウイルスに打ちかつよう、今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） ウイルスの長期化で、本当に1年近くなるところでありますけれども、今の景気動向指数、東日本大震災の発生から9年ぶりに下落をして、非常に最悪の記録をしているということで、コロナ感染症の影響で企業の生産や個人消費が大変に落ち込んでおるの要因だということであり、日本経済の長期低迷も非常に心配されるころではあります、鉄鋼3社もこの間、同じウイルスの関係で大幅な赤字に転落をしたということが言われております。

これからも、第3次補正を組まれたところですけど、それについては町のほうにもかなりの予算が入ってくるのかどうか、前回、プレミアムとか上下水道の減免とかというのは非常に町民も

喜んでおるところですけれども、今度の予算もこういったものが使えるものが何かあるのかなあとと思いますが、お尋ねします。

○議長（安藤浩孝君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） 全体で第3次補正1兆円ほどがこういう地方にコロナ対策ということで回ってくるようなお話は伺っておりますけれども、また恐らく県のほうに入って、また県のが分配ということになるかと思えます。金額につきましては、どういうふうにされるのかということは、ちょっと今予測が付きませんが、多少なりとはそういう予算がついてくるのかなと思っております。そういう答弁しか今の段階ではできませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 入り口に体温計が3台ほど設置されたというのは、これは町単なのかどっちかなあと思ったんですけれども、ああいったものもして行って、北方町は今感染者は非常に少ないので、多少はありがたいですけれども、岐阜県も今日増えたような人数になっておりますので、とにかく予断は許されませんので、本当に全庁を挙げてこういった対策に取り組んでもらいたいと思えます。

また、当初出た2月頃からは、学校のほうも休校にする措置も教育長が取られて、本当に子供たちの感染もなくして来ておりますので、この辺り、私はちょっと無理ですけれども、議会のほうも自重するならしてもらって、対策に臨んでいきたいと思っております。

それでは、コロナ対策による法人町民税と、こういったものの減収が見込まれるかと思えますけれども、その辺りも見込んでちょっとお伺いをしたいと思うんですが。

○議長（安藤浩孝君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 4項目のうち、4番目というふうに捉えてお答えをさせていただきます。

最後の新年度予算における新型コロナウイルスの影響についてという御質問でありますけれども、個人町民税はリーマンショックのときの減収率が3%ということでありましたので、そのことを加味して予算額を想定いたしたいと思えます。現状では、2.6%マイナスくらいなのかなというふうに予測を立てております。

また、固定資産税につきましては、1月にコロナウイルスの影響により、減収した中小企業や個人事業主からの減免申請を受け付けることとなりますので、その内容を加味して、予算編成を行いたいと思っております。また、個人住民税につきましては、5月には令和3年度の調定額が確定いたしますので、補正が必要であれば補正を行う予定としております。

当然ながら減収は避けられないと考えておりますけれども、減収の額が多ければ、減収補填債の借入れを視野に検討していくこととしておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） ありがとうございます。

確かにこの影響はかなりあるかなあとと思えますけれども、減収は町長も避けられないというこ

とでありますし、前回の行革でしたか、いろいろな転売、売却もするような方針もしておりますので、財源更正等については進めていっていかねばならないかと思っておりますので、ひとつまたその辺りをよろしく検討してください。

次に、いじめ問題についてお尋ねをしたいと思います。

文部省が10月に発表した問題行動、不登校調査で、19年度に全国の小・中・高などで認知をされたいじめが、前年度に比べて12.6%増、61万2,496件、ふざけ合いも含めて5年連続で過去最多を更新したようであります。そのうち小学校が13.8%と多く、また命の危険や不登校につながった疑いのある重大事態は、121件増の723件とあります。法制後、集計を始めて以来、最も多かったようであります。

いじめの内容は、からかいや悪口などを含めて37万9,417件、またインターネットやSNSによる誹謗・中傷は1万7,924件で、5年前と比べて2.3倍に増えております。暴力行為も8%増で、過去最多の7万8,787件となっております。特に小学校が増えているようでありますので、町も過去に不登校やいじめ問題がございました。小・中学校でのいじめ、不登校の実態調査などを行っているかをお尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 本町のいじめ、不登校の現状についてお答えをします。

いじめに対しては、子供の様子に細心の注意を払うとともに、各種アンケート調査や相談体制などを整え、小さなことも見逃さないように努めています。その結果、19年度、疑わしいとして把握した件数は、小・中学校合わせて295件です。その中でいじめとして対応したのは15件ありましたが、早期に適切な対応を行ったこともあり、いずれも重大事案ではありませんでした。いじめは隠れて行ったり、SNS上で行われたりすることが多いため、見逃さず、適切に対応するよう精いっぱい努めていきたいと思っております。

次に、19年度に30日以上欠席した不登校の子供は25人です。1日も登校できなかった子供はいませんでした。

不登校の原因は、集団生活になじめない、学力不振、はっきりとした原因が分からないなど様々です。

1,000人当たりの人数では、全国が18.8人なのに対し、本町は15.9人です。

今後も適応教室の活用や相談体制の充実、個別学習指導など、個に応じた対応に努め、誰もが安心して学校で学び合えることを目指していきたいと考えています。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） ありがとうございます。

このような質問をさせていただいたのは、今、本当に世間でこのいじめの問題でかなり子供が殺される、死に至らしめられるというようなことで、連日のように自傷をしたり、自分で傷をつけたり、自殺を図るというような形もあります。子供もかなりの数字で自殺をしておるところでありますけれども、一番これから本当に考えてほしいのは、ある父親が第三者にいろいろ相談を

していたんですけれども、なかなか向き合ってもらえなかった。子供の権利を第一に考えてほしいというような訴えをしておりますし、人の子供の成長期というのは、一生を決める大事な年頃でありますので、親身になって指導をしていって、先ほども見逃さないようにという教育長の返事をいただきましたけれども、本当に気がつかないような事案がかなりあるかなあとと思いますので、しっかりとした道徳教育も始まる中でありまして、子供たちにも生きる姿勢について、これからも指導していただきたいなあとと思います。とにかく今、町としても大きな予算を使う中で、学園構想を進めておりますので、こんないい学校を造っておいて、いじめをしておる子が多発するようなことでは、これは全国的にも非常にみっともない話になりますので、ひとつ本当に先生方大変かと思っておりますけれども、細心に注意を図っていただいて、一人でも子供が下落しないような形の中で教育を進めていただきたいと、そのように考えておりますので、ひとつ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、児童虐待の件についてお尋ねをいたします。

全国の児童相談所が19年度に児童虐待として対応した件数が19万3,780件、全国に比べて21.2%に上がったことが厚労省のまとめで分かりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大が長期化をし、心身のストレスが増え、心のケアの重要性が高まっていると言われます。各地の団体は相談窓口を拡充し、国も実態調査に乗り出していましたが、仕事に追われ、家庭でも居場所がないとか、また子供に当たる自分が嫌で死んでしまいたいなどとして、1日の相談件数は今も200件ほどあると言われております。これらは休業等による鬱症状に近い悩みの相談と思っておりますが、自殺者も増えていると言います。

以前にも質問しました児童虐待の件であります。死に至った事件について、児童相談所の判断が甘く、不適切だった気がしてなりません。最近でも、乳幼児や子供たち、日頃虐待を受け、死に至っている報道が絶えません。

学童においては、児童職員の対応や判断が適切であれば防げたと思われてなりません。事件が報道されるたびに心を痛めております。

町も事例があれば、児童相談所等々と連携を取っていることと思っておりますが、コロナ感染対策で自宅待機をする中、全国では数多く問題が発生していることから、北方町での児童虐待の有無については把握をしているかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 児童虐待の把握についての質問にお答えします。

町では、関係機関との協力により、児童虐待の把握に努めております。町内での令和元年度児童虐待相談件数は19件であり、今年度についても、疑いを含む相談件数、保健センターでの子育てに関する相談は除いておりますが、11件になります。これについては、子ども相談センター、学校、保育園等関係各所より連絡や通報があった際に、その都度関係機関の協力を得ながら対応をしております。

また、継続的に支援が必要であると考えられる子や家庭については、要保護児童対策地域協議

会実務者会議等において、個別ケースとして情報共有や支援会議を設けて対応しておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） ありがとうございます。

11件ほどあったようなことですが、これは本当に虐待を見逃すことによって、大きな問題になってきております。若い人の性的虐待が2,077件、先日も実の父親が自分の子供に性的な虐待をして、実刑にもなっております。

先ほども質問しましたが、先生に助けを求めながら死に至っていった子供もおります。

こういった問題も先ほどの教育長さんにも質問しましたように、親身になって取り組んでいただきたいと思っております。通報をして対応し、情報は共有しておるという答弁でありますけれども、やっぱりこういった問題を見逃さない、本当に親身になるということが一番の少なくすることになるかと思っておりますので、ひとつその辺りを取り組んでいただければと思っております。

本当は記事を1つ読みたいところがありますけれども、時間も来ますので。

記事なんですけれども、いじめ問題に詳しい千葉大の藤川大祐教授は、いじめの認知は進んできたが、深刻な事例がどのくらいあるかは分からない。重大性に着目した新たな指標を設け、深刻ないじめを減らすべきだと指摘しております。その上で、気づかないまま進行する陰湿ないじめが潜んでいることも教員は認識する必要がある。自治体や国は事例の検討を重ね、研修で現場の対応力を向上させていかなければならないと、こういった教授からの話があるんですけど、まさしくそのように私は感じましたので、この質問にさせていただいたところではありますが、実態としても、やっぱりこういった検討を重ねていてもらいたいということでもありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ、いじめも虐待もこういった形の中で混同してくる。縦分けするわけにいきませんので、これは。縦割けして、行政のほうは縦割りかもしれませんが、いろんなものが潜んでいる中で、いじめ問題も虐待も出てきますので、こういった形の中で質問をいたしましたので、御理解をいただきたい。終わります。

○議長（安藤浩孝君） ここで10分間休憩とします。再開は45分からといたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（安藤浩孝君） それでは、再開します。

次に、三浦元嗣君。三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 議長のお許しを得ましたので、私の質問をさせていただきたいと思ひます。

最初にお尋ねいたしますのは、民俗資料管理システムについてであります。

9月議会でお聞きした文化財保護に関して、私は教育委員会としての文化財の保護・活用方針、

図書館に寄贈・寄託された図書及び歴史資料を管理し、活用するため学芸員の配置について伺いました。その答弁の中で、図書館に収蔵している民俗資料や古文書に関しデータベース化されているとお聞きしました。

町立図書館の民俗資料室及び図書館古文書収蔵庫にある民俗資料は、北方町の歴史を読み解く貴重な資料です。町民の皆さんから寄贈されたものや行政資料が保存されています。今からちょうど10年ほど前の2010年5月より2011年3月まで、退職後の歴史に造詣のあるお二人の先生にお願いし、およそ1年かかりで歴史民俗資料の整理・分類を行っていただきました。

全2,192点の資料の全てを調査し、文化庁の分類に準拠した北方町民俗資料分類表に基づき、説明や画像などのデータをパソコンに入力するとともに、ラベルを貼り、特に貴重なものは劣化させないように中性紙の袋に入れ、段ボールの箱に収められたと伺っています。

使われたソフトウェアは民俗資料管理システムというもので、将来ネットワークを通じて県下の各自治体の民俗資料館に所蔵された民俗資料が検索できるようになると当時言われていたようです。また、名目は分かりませんが、特別な補助金があって、それを使って行われた事業だとも伺っています。

最初に、この使われたソフトウェアはどこの会社が開発したものなのか。そして、お二人の先生が行われた作業はどのような予算で行われたものかをお尋ねします。

次に、図書館民俗資料室と古文書収蔵庫に収められている資料を使って展示を行おうと考え、このデータベースで検索しようとしたところ、ソフトウェアも作成されたデータも見つからず、恐らくこのソフトにより作成されたと思われるエクスポートファイルしか見つけれませんでした。ファイル形式はCSVファイルであることから、エクセルを使って読むことができます。しかし、CSVファイルは元のデータそのものではなくテキスト形式で書かれていますので、画像などのデータは移されていません。貴重なデータを今後どのように活用していくのか。

以上2点、お伺いたします。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） それでは、民俗資料管理システムに関する御質問についてお答えいたします。

1つ目のシステム開発会社に関しましては、ドットNET分散開発ソフトピア・センターというNPO法人というふうにお聞きしております。また、データの入力作業等に当たったお二人の先生は、平成22年度の県費負担事業であります緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の対象として、臨時職員として雇用しておったということでもあります。

2つ目のデータの活用に関してでございますが、当時入力作業を行ったこの民俗資料管理システムは、これは今のWindows10のパソコンでは動作しないということで、しかし議員御指摘のように、このCSVファイルを今のエクセルなどの表計算ソフトで読み取ることはできますので、いわゆるデータベースとして活用できる状況にはあると考えております。今後、収蔵品の管理につきましては、このデータを活用して整理等を行いたいというふうに考えております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） このシステムCSVでエクセルで読めるということなんですけれども、実は私もこれをコピーさせていただきまして、うちのほうのパソコンで中を見てみました。ただ、これは非常に膨大な情報でありまして、項目だけでも全部で26件あります。それから、全部の資料の全てが2,192点ですので、これをエクセルの表で印刷しようとするとなんでもないページ数に実はなってしまうわけですね。

例えば、何かの展示をしようとするときに、これに関するものが探したいという検索をしなければいけないわけですが、エクセルの表の中ではそういうようなフリーワードでの検索というのは大変困難で、一覧表を見て、その中から見て探すとなるとかなりの手間がかかります。ですから、もし使うとしてもエクセルの表がそのまま使えるわけではなくて、何らかのデータベースのソフトに移した上で、その上で検索をかけられるようなシステムにしないと実質的には利用できないんじゃないかというふうに思うわけですね。

その点、例えばよく使われているのはマイクロソフト社のアクセスというようなソフトウェアとか、それからそれ以外にいろいろファイルメーカーなんていうソフトもたしかあったと思いますけれども、そういうようなデータベースに関するソフトウェアを、それほど高い金額ではありませんが、そういうのを購入されて、そこに移すということをして使えるようにしないと利用できないと思いますけど、その点いかがお考えですか。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 今の既存のCSVファイルの活用方法ということで、議員おっしゃられるように、高価なソフトウェア等を導入してこれをまとめるとかそういった作業はちょっと考えてまだいないところがございますが、既存のアクセスですとかそういったソフトで多少利便性が上がるとかいうようなことができるようでしたら、この辺りは研究しまして、具体的に今この場でこういうふうになりますということにはちょっと申し上げにくいものがございますが、そういったことを研究していきたいというふうに考えております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） このデータを整理された事業はかなりのお金をかけてやられているわけなんですけれども、せっかくその作業をしていただいた貴重なデータ、あるいはソフトウェアがWindowsが合わなくなって結局放棄されてしまうと、こういう形で使われていないわけですね。

私は、これがなくなったということよりも、最初に先生方が入力されてから、ほとんどこのソフトは使われなかったんですね。エクセルの中身を見ますと、最初の入力時以降一切改訂はありません。だから、何かデータを追加されているわけでもなく、それからデータの修正を行われているわけでもなく、つまり10年間使われていないソフトです。ですから、我々よくパソコン買いますとソフトウェアが幾つかついていますね。ですけれども、全部のソフトを使うわけではありませんので、使わないソフトは結局パソコン放棄時までそのまま一度も使わずということになるわけです。

今回もこういうようなデータがかなりの部分が失われてしまって、実際残っているのがエクセルデータしかないというふうになった事態は、やはりそれが活用されてこなかったからそういうことになったのではないかと思うんですね。

このデータを再び元に戻して活用できるようにするというのが重要なんですけども、ただそれは戻すことよりもむしろ活用することのほうが大切なんです。社会教育や、あるいは学校教育の中でそういうような民俗資料、せっかく整理されているので、テーマを考えてこういう資料を使えば子供たちにそういうのが提示できる、あるいは社会教育の中でそういう話ができると、こういうことができると思いますので、ぜひ活用する方向を考えていただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 今、収蔵品の活用方法、展示会等こういったものを想定されておられるかと思いますが、まず収蔵内容についてでございますが、目録データのほうを御覧になったということで御存じかとは思いますが、例えば江戸時代、明治時代の古文書の類いから、和傘ですとか、それこそ扇風機とか、いわゆる民芸品というんですか、こういったものに関するものまでかなり広いジャンルのもものが系統的にまたあるわけではなくて、寄贈を受けたものがそのまま入っていると、そういったようなものになっております。

その中で、例えば町としてこれを系統立てて企画展示などをするかとか、そういったことを考えたときに、ちょっとどこまでのことができるのか。そういったこともありまして、今現在、今の収蔵品を使って何らかの展示を町として行うことは考えておりませんが、今後文化財の保護協会の皆さんのお力をお借りするなど、また先生のほうにもいろいろ御提案をいただきまして、具体的に活用方法、こういった活用があるよというようなことを御提案をいただきながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

もう一回です。これで最後です。

○5番（三浦元嗣君） 活用方法につきまして、例えば学校教育の中で活用するというのも考えられますし、それからなかなか系統的に集めたわけではなくて、町民の皆さんの御寄附を募って集めたものですから、偏りがあることは確かです。

ただ、せっかく先生方、文化庁に準拠した分類、さらにその下に北方町独自のそういうような分類をされて分けておられますので、見ようによってはそういうような分類に基づいて資料を集めることができるので、一定の企画をすることはできると思います。その辺のところも、特に学校教育やそういう目的で使えるのではないかと思いますので、その点の工夫をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） ただいま、例えば学校教育としての活用方法と、このような御提案をいただいたわけですが、そういった点も含めまして、今後具体的にどのようにすべきかというこ

とを検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） ぜひよろしく申し上げます。活用するのがそのデータを生かす道だというふうに思いますので。

2点目の質問に移ります。

北学園の設計図面について2点お尋ねしますが、最初に北学園のトイレの問題です。

これまで北方小学校の東棟にはトイレが東西2か所に配置され、女子トイレを例にとると、それぞれトイレブースが3つずつ、合計6ブースありました。今回の図面ではそれが1か所となり、トイレブースが8つに増加しています。ただし、教室が7教室から8教室に増加しているため、便器の設置数は僅かに改善されています。

しかし、トイレが1か所になったにもかかわらず、その位置が西側に寄せられています。例えば2階を例にとると、トイレは階段と1-1の教室の前にあります。一番遠い2-4の教室からは距離が約50メートルあり、近くの教室の子供たちにはトイレブースが増えて使いやすくなると思いますが、一番遠い教室の子供たちにとってはトイレの前に行列をつくることとなります。2か所を1か所にまとめたのは、予算の節約を考えてのことと伺っています。

本来2か所あることが望ましいのですが、たとえ1か所にするとしても中央付近に配置し、いつも同じクラスの子供がトイレ待ちとならないようにするべきと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。また、西側に寄せることと予算の節約とは関連性がないと思いますが、この点も伺いたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育次長。

○教育次長（浅井孝彦君） 北学園のトイレに関する御質問についてお答えします。

トイレの設置に関しては、重視したのは、衛生面も含めた施設管理と、利用する児童・生徒にとって必要数を確保し、使用しやすいなどの利便性についてです。また、水回りの配置なども含め、予算内で一番よいと考えられる配置を検討いたしました。

議員が御心配されているトイレ待ち等についてですが、現在中学校では1フロアに6学級、それに対して1か所のトイレとなっていますが、トイレの待ちなどの問題が大きく生じているという事は報告を受けておりません。が、トイレに近い側に低学年の学級を配置するなどして、みんなが利用しやすいトイレとなるように配慮していくように努めてまいります。以上です。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） トイレの利用に関しまして、便器の数をどのように考えるべきかということなんですけれども、今、待ちはないというふうにおっしゃっていますけれども、私はそうではないというふうに思います。

例えば、ちょっと具体的な話を上げますと、学校のトイレに関して文科省の基準というのは基本的にないですね。ただ、明治28年に文部大臣官房会計課から学校建築図説明及び設計対応と、このような冊子が出されています。この冊子は既に歴史的資料ですので、文化財として国立

国会図書館の中に保存されているというふうに伺っています。この中に、便所と生徒の割合記載のごとしということで、100人につき男の場合大便所3個、小便所4個、女の場合大便所5個、こういうふうなことが書かれています。明治時代でもこうした知見があったわけです。今40人学級、フルに生徒が入っているとすると、1学年半分女子とすると20名に1つ、つまりクラスに1つですね。これがもう明治時代の基準になるわけです。

ただ、男性と女性のトイレの利用時間の差、これを考慮した場合に、トイレの設置数は実態にそぐわない、男女平等になっていないのではないかと。昔はよく高速道路で女子トイレの前で行列ができていた姿がよく見たと思います。ところが、新しい新東名高速道路ではそういうことは起こりません。サービスエリアではトイレの数が今までとは全く異なる考え方で設計されています。トイレの面積は男子と女子では1対2です。しかも、便器の数は全ての男子トイレの小便器と大便器合わせた数の2倍が女子トイレに配置されています。そのために行列ができないということになるわけですね。

学校というのは一般の、例えば役場のような事務の仕事をしているところとは違っていて、一定の時間に一斉に休み時間に入ってトイレに行かなきゃいけないということになるわけで、ちょうど高速道路のサービスエリアで観光バスなんか着いたとき、どっとトイレに行く人が現れると。こういう姿と同じような流れになっています。

ちなみに、南小は普通教室7教室ですが、トイレが2か所あって、それぞれ女子トイレの便器の数というのは7つずつありますので、南小では7教室に対して14です。ところが、北ではこういうような数字になっているわけですね。この差、南小で考えたら、何で北小の場合はトイレが少なくて、しかもそれは問題ないという考えになるのか、ちょっとその辺が理解できないですね。

ですから、せめてもう少し、例えば女子トイレの余裕があるということであれば、遠くの生徒もそこへ行くことができるというふうに思うんですけども、この学校のトイレの男女の平等、こういう問題についてどのように考えておられますか。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育次長。

○教育次長（浅井孝彦君） 南小学校のほうの確かにトイレの箇所ですね、両側についているということで2か所ありますが、利用の頻度等も含めたときに、じゃあそれで足りないとか多いということではありませんので、確かにトイレの数に関しては多いにはこしたことはないと思います。

ただ、学校生活の中においては、例えば先ほどお話ししましたように、通常の場合においては恐らく混雑することはあまりないと思います。というのは、授業の時間の終わりというのは、先ほど議員御指摘のように、一斉に終わるといふふうに言われましたけれども、やっぱりそこには各教室によっての時間の早い遅い、多少の差は生まれます。また、距離も遠い近いがありますので、移動の時間等のずれもあると思います。

ただ、学年で一斉に何かを行ったりとかしたときには一斉に終わるといふ場合が当然考えられます。そういうときには、学校の中では学校の生活に応じた工夫、例えば階の下のトイレも活用するとか、または東舎の横の西側の校舎のトイレも活用するとか、そういった活用の仕方を学校

生活の中で工夫しながらやっていくことで十分賄っていけるというふうに考えております。以上です。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 東舎の西側にもトイレがあることはもちろん知っています。そちらのほうには、だけれども基本的には3クラスあるんでしたっけね、多分。

今回1階、2階はこども園になってしまうので、小学校の子が使えるトイレはないですね。ですから、おっしゃったように階段を下りて別の階のやつを使うと、こういう方法というのはないことはないです。ですから、そういう応用をすれば確かに行けるんですけども、そもそも最初の考え方として、やはりトイレの現代的な知見というのは全然この設計には入っていないと思うんですね。女子トイレを大きくして便器の数を増やす。そういう考え方というのはやっぱり持つべきだと。そうであれば、たとえその距離が多少あってもまず並ぶことはない、遠くの子がですね、そういうことになると思いますね。

その辺の工夫が、残念ながら、先ほども言いましたけれども、明治時代の基準は満たしていると。しかし、現代の考え方について全然取り入れられていないんじゃないかと私は思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育次長。

○教育次長（浅井孝彦君） 南小の件と、比較の件があったんですけども、南小のほうは今の便器の数から個室のほうの改修を行うことの加減で個数のほうが実は減るんです。そうしたときに、北学園のほうとの数の差というのは、必要数としてはどちらも同じだけ確保するということで進めておりますので、その辺りについては御理解いただきたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） ぜひ子供たちの学習環境がよくなるような改善をしてやっていただきたいというふうに思います。

それでは、3点目の質問に参ります。

特別教室の配置についてであります。

通常、学校の特別教室は、小学校では理科室、音楽室、図工室、家庭科室、図書室、中学校では理科室、家庭科室、技術室、音楽室、美術室、図書室等が主な特別教室です。また、多くの中学校は、それぞれの特別教室が2つあることが通例です。例えば、家庭科室は被服室と調理室、技術室は木工室と金工室などです。どのような授業を行うかによって必要な特別教室が異なるため、全てそろっている必要はないと思いますが、それぞれの学年が必要とする特別教室は、できるだけ近くに配置するのが望ましいということは言うまでもありません。

北学園の図面を見ると、小学生用の特別教室の図書室以外の全てが現在の北方中学校校舎の東端に集められています。小学校1年から4年の子供たちは授業を特別教室で行う場合、遠い距離を移動しなければなりません。また、中学校とは授業の時間のずれがあるため、移動で中学生が授業をやっている教室の前を通る事態も考えられます。

特別教室や普通教室の位置を工夫し、それぞれの学年が使いやすい位置に配置を変えるべきだと思いますが、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育次長。

○教育次長（浅井孝彦君） 北学園の特別教室の配置に関する御質問についてお答えします。

特別教室を主に利用するのは、小学校の高学年からとなっています。5・6年生は現在の中学校の校舎に教室を配置する予定となっていますので、理科室や家庭科室をはじめとする特別教室が遠くに配置される状況にはなりません。

低学年においては、主に生活科で利用できるよう多目的室を近くに配置するなど、児童・生徒にとって移動時間も含めて利用しやすいよう配慮しています。

また、前期課程と後期課程での授業時間のずれについては、現在学校運営部会で日課表を検討しています。授業の開始時刻をできるだけそろえるなど、児童・生徒が学校生活を送りやすいよう十分に配慮してまいります。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） すみません。念のため確認をさせていただきますが、先ほどおっしゃられた小学校の低学年、つまり1年生から4年生までは、特別教室を使うことはほぼないということでしょうか。そういう答弁だというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育次長。

○教育次長（浅井孝彦君） 説明が不足した点は申し訳ございません。

ないというわけではございません。ただ、5・6年の時間のように毎時間、理科室で実験や観察を行わなければならないというものではないということであったりとか、例えば図工とかのそういった創作活動についても、移動時間、準備等いろんなことを考えたときに教室で行う場合が多いですので、そういったことも勘案したときに、使用する頻度が特に低学年においては少ないということを申し上げました。

また、理科室等については、既存の施設を使うことで4か所設けることができいておりますので、時間割等編成するときにおいても、子供たちにとっては理科の時間はやりやすいようになるようにということで工夫のほうは進めさせていただいております。どうか御理解のほうよろしく願います。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） この北方小学校の建て替え工事、最初は大規模改修で行う予定でしたけれども建て替えることになりました。予算の都合はあると思いますが、教育委員会の役割は子供たちにとって使いやすい、子供たちが喜んでくれる、そういった学校を造るのに力を注いでもらいたいというふうに思っておりますので、そのことをお願いいたしまして、これで私の質問を終わります。

○議長（安藤浩孝君） 次に、村木俊文君。村木議員。

○3番（村木俊文君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、久しぶりに登壇させてい

いただきました。

まず、私から2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、町の今後の財政運営についてお尋ねします。

去る9月16日、ある不動産会社「いい部屋ネット 街の住みこちランキング2020」の東海地区版が発表され、我が北方町は岐阜県で1位、東海4県の中で16位と大変高い評価を受けました。これまでのまちづくりがこのような高い評価を得たことは、町政に携わる者として誠に誇らしいことでもあります。

この中身を見てみますと、評価項目8つの要素のうち、生活の利便性、交通利便性、親しみやすさ、イメージ、行政サービスの5つでトップに位置しております。公共交通機関の手段がバス交通しかない北方町が交通の利便性で高評価を得たのは、先人が先見の明かりを持って築いてこられた基盤整備のたまものであります。モータリゼーションが進展する中、また高齢社会を見据えたバスターミナルの整備をはじめ、徹底した基盤整備を行ったことにより、幹線道路や都市へのアクセスのよさ、勤務先・通勤先へのアクセスのよさが、今まさに高い評価を得ているのであります。

そして、この整備された都市基盤は、商業のみならず医療機関をはじめとした生活関連施設を呼ぶことになり、何でもそろそろ北方町という良好な町のイメージと、生活の利便性の向上につながっています。平安時代からの長い歴史を有しながら、明治の町制施行以来、時代にのみ込まれることなく進化を続け、本巣地域の拠点を担った北方町が正当に評価されたものとして、私も大変うれしく受け止めておるところでございます。

この発表を受け、民放メーテレで北方町が取り上げられ、公共の電波によって広く東海地区の人々にその存在を知らしめることができたのは大いに喜ぶべきことでもあります。番組中、町長へのインタビューでは、どうしてこんなに町にお金があるのかという問いかけに対し、町長は、お金はありませんと町の実情を話されていたのが非常に印象的でありました。

これまでのまちづくりは、自分たちの町にフルセットの公共サービスをというものが主流でした。北方町においても、町民から要望の高かった図書館、体育館、南部地域の小学校といった公共施設を整備され、その期待に応えてこられたところでもあります。

中でも、高度経済成長により大きな問題となった環境対策として、公共下水道事業を世紀の事業として位置づけ、整備を進めてこられました。こうした事業整備により、ほぼ全域公共下水道、上水道、都市ガスなど、県下一住環境が整った北方町が住みたいまちとして選ばれていることは大いに評価すべきことではないでしょうか。

しかしながら、基盤整備が進んだ結果、高い利便性を手に入れるのと同時に、大きな財政的負担がかかることになっていることも見逃すことはできません。とりわけ下水道事業では、平成15年から毎年度4億円を超える公債費を計上しております。今後もその状況が当分続く見込みであります。下水道事業の性質上、使用料収入のみで事業を賄っていくことはできません。これは北方町に限らず、日本全国どの市町村にも共通する事実であります。そのため、北方町においても

毎年一般会計から3億円ないし4億円もの繰り出しがなされています。今後もそれは避けられない状況であります。

一方、町の財政状況に目をやってみますと、令和元年度の経常収支比率は88.9%で、予算の約9割が経常経費である職員の給与、扶助費、公債費や公共施設の維持管理費に使われております。ちなみに、この数値の適正値は70から80%と言われております。

また、財政の健全化を示す実質公債費比率は、令和元年度10.9%と危機的な状況ではありませんが、岐阜県の町村の中では上位から4番目で、決して良好とは言えません。

これらの指標を見る限り、これから新たな施設整備を行うには行政的な余裕はなく、今までのような整備を進めれば実質公債費比率が上昇することは明らかであります。

さらに加えて、地方自治法の改正により正規職員以外の職員が会計年度職員へと制度移行し、人件費が膨らみ、財政の硬直化がさらに進み、町民からの要望に応えるべく財源が乏しく、満足な町民サービスを提供することができなくなることは明らかであります。

こうした状況を踏まえ、持続可能な北方町であり続けるために今後どのように財政運営を行っていかれるのか、その見通しについて町長にまずお尋ねいたします。

また、町長は民間放送のインタビューの中で、町が小さいため整備するお金が少なく済み、行政サービスが行いやすいとお答えしてみえました。発想を転換させてみてはいかがでしょうか。大きな町の中に入れば経常収支比率が薄まり、近い将来の課題である老朽化した施設改修、上水道の耐震化、下水道事業の経営改善や新たな整備が可能となります。さらなる行政サービスが提供できるのではないのでしょうか。つまり、合併でございます。そろそろ合併を視野に検討する段階に入ったのではないかと私は考えておりますが、この先、市町村合併についてどのように町長はお考えか。

2点お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、御質問いただきましたのでお答えをいたしたいと思っております。

今後の財政の運営についてどう考えておるかという御質問でありますけれども、当町の経常収支比率につきましては、ここ数年90%に近い数字で推移をしております。これはおっしゃるとおりであります。

しかしながら、この数字は岐阜県内の社会基盤インフラが整った市街地を抱えるほかの市町と比較しても特に突出しているというわけではありません。しかしながら、財政の硬直化はどこの自治体も抱えている問題であります。その中にありまして、今後、町民皆さんに満足していただける住民サービスを提供し続けていくためには、財政運営の観点から言えることは、今後の人口減少社会に向けて適切に対応し、その効率化を図っていくことだと考えております。

現在進めております学園構想のように、学習環境の向上に加え、今後の児童・生徒のことを精いっぱい考えながら、施設の適正化をも視野に進めているわけであります。そのほかの施設につきましても、少しでも長く維持していけるようなしっかりとメンテナンスを行っていくこと

が特に肝要だと思っているところでもあります。

財政的な側面ではありませんけれども、住み心地県下ナンバーワンの称号を連続で今年もいただきました。世間では随分と北方が話題に上がり、本当にありがたい限りだと思っています。現在進めている広域交流拠点の商業施設についても、新たなにぎわいと活力を創出することで、北方町に来てよかった、また住んでよかったと感じ、評価していただけるわけでもあります。そんなまちづくりを行っていくことが、今最も大切ではないかと考えているところでもあります。

次に、合併についてどのように考えているかということでもありますけれども、申し上げるまでもなく、平成の大合併は国が合併を促進するため、平成11年に合併特例法を改正し、まちづくりの事業費に使う借金の7割を合併後10年間は地方交付税で手当てするなどの財政優遇策が盛り込まれました。このことから、全国的に合併機運が高まり、当時3,200余りあった市町村が1,800ほどになったと承知しております。

そうした中であって、当北方町では、周辺市町との合併協議に参加をいたしました。しかしながら、議会や住民の意見が集約できず、全国的に見ても例のない2度の住民投票を行いました。その結果、今日の単独行政が選択されたことは御承知のとおりでございます。

私も当時は一議員として合併問題に時代の流れ、避けて通れない道との思いから、しゃにむに投票活動もいたしました。しかしながら、当時は議員でありましたから、自由に発言をしてもある程度は許される環境にあったと思っています。しかし、現在は首長という立場にあり、今の段階で合併について持論を申し上げることは適切でないと思っていますので、大変恐縮に思いますが、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。ただし、町民や議会から合併の機運が高まるとか、国が新たな政策として合併を推進してくるようなことがあれば、町民や議会の意向に沿いながら進めていくことはやぶさかでないと考えております。

また、現在は岐阜市を中心とした岐阜地域広域連携協議会に当町も参加しております。各種の業務等を広域で行うことが可能か否かの協議は、その都度各種の協議会において行っているところであります。今後、この協議会の中で広域に行うことが町にとって効率的、効果的な行政サービスにつながる項目があれば、随時進めていきたいと考えているところでもあります。財政や生活基盤の整備状況、協議会での取組等を考えますと、現時点におきましては合併について積極的に取り組む時期ではないとは思っているところでもあります。御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（安藤浩孝君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） ありがとうございます。

決して私は答弁に再質問する気は一切ありません。お考えを聞いただけでございますので。

本当に超高齢社会の中、また人口減少などの社会構造の変化により、それにつけ加えて先ほど来出ておりますコロナウイルス、全く先行きが見えない中での行政運営、戸部町長は本当に大変だと私も思っております。

なぜこの質問をさせていただいたかという、実は先ほど中ほどにもございましたよね。アナ

ウンサーのインタビューで、どうしてこんなに町にお金あるのと。私常日頃、今無職ですので喫茶とかいろんなどろに行きます。そうすると、本巢市の人から瑞穂市の方、当然北方町、また知り合い、事ある事業、例えば最近ではタブレット全校配付、学園構想、ひいては今度イオンタウンですね、企業誘致。あの報道があると必ず、村木さんいいね、北方は金があつて、どこに金あるの。私はそのときにどう答えるかという、私は自信持って言います。お金ありません、こじきです。何でと言われるから、いや、実はこれ職員の努力なんです。職員が本当に知恵を絞っていい町に、そういう気持ちがこのまちづくりに私はつながっておると思います。

もう一つ、町長の答弁で、これは私考え方を一つ言いますが、小さいからできるじゃないんです。小さかろうが大きかろうが、全国どこへ行っても一緒なんです。標準財政規模って国が定めたルールがあります。小さいところには小さいなりの交付金、大きいところには大きいなりの交付金なんです。これ、基本なんです。どこが違うかといったら、この職員のやる気なんです。この点、私非常に職員の今までの努力は本当に評価したいなと思っております。

それから、2つ目の合併の件ですが、これは本当に私ごとなんです。昨年選挙がありましたよね。私、自分のチラシ、唯一、皆さん作られたと思うんですが、その中に合併を模索と私書かせていただきました。これがあつたもんで、確認させていただきました。そんなことで、大変恐縮ではありますが、先ほど町長からいろんな話を聞かせていただきました。

ただ、もう一つ、最近ちょっとうれしいことがありました。火曜日に行革特別委員会がございましたよね。提案された中の第七次総合計画大綱（案）ですね、これをずうっと熟読させていただきました。非常に感銘したんですね。まさにそのとおりだと。ちょっと紹介させていただきます。

1 ページ目の基本方針の中で、今までの量的削減中心の改革ではなく、職員、組織、仕事の質を向上させ、総合力、実質向上に着目した改革。これが1番の基本方針ですね。2 ページ目に行くと、組織及び業務運営上の課題を自分事として捉えると。自分のことに置き換えてというような、こういう非常にすばらしい言葉が書いてあつたんです。これに感銘したということが一つ、ぜひこういういいものをつくられたんなら、最後のページ、ちょっとこれだけ気になる。6 ページ、一番最後、行政改革懇談会、定期的に報告し助言をいただく。いや、これでは足りない。そうじゃなくて、事あるごとにこういう内容、どこまで進んだかを町民に知らしめていただきたいんです、私は。それだけお願いして1点目の質問は閉じます。

続きまして2つ目、ふるさと納税についてお尋ねします。

私は、平成30年6月議会においてふるさと納税について質問しております。またかと思われるでしょうが、財政状況が厳しい折、あえて再度質問させていただきます。

ふるさと納税の財政面における貢献度は再度申し上げることはいたしません。前回、私は今後どのように取り組み、成果を上げていかれるのかとお尋ねしました。その際、当時の総務課長は、全国の方々に選んでいただけるようなカタログ等のデザインを工夫し、様々な地方公共団体で導入が進んでいるクラウドファンディング型のふるさと納税などの手法を研究、また返礼品の

増加に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますと御答弁いただきました。

今月1日、あるサイトを確認しました。北方の返礼品の数は49件と当時に比べ増えておりますが、近隣の本巢市は235件、瑞穂市は184件、大野町は88件と近隣市町と比較するとまだまだ少ないのが現状です。寄附額については、前回質問した平成29年度289万500円に対し、令和元年度837万円と3倍近くの伸びを示しており、職員の努力は評価するところでございます。

しかしながら、私が質問させていただいた本意は、もっともっと大きな数値であります。税収が大幅に増加することが見込めない中、職員全員に今の危機的状況を把握してもらい、職員全員がアイデアを持ち寄り、厳しい財政状況を乗り切ることができないかとの思いからです。

そして、今年度から寄附金の控除額が最大8割まで拡充された企業版ふるさと納税があります。企業版ふるさと納税はふるさと納税の企業版で、民間企業が地方自治体に寄附する際、寄附金額の最大9割の法人住民税・法人税・法人事業税の控除が受けられ、寄附金の下限額も10万円と大変利用しやすくなっています。企業にとって節税効果があり、自治体との協力体制を築け、イメージアップにもつながります。

一方、地方自治体には総合戦略に基づき、最も地方創生の指針を図る事業を地域再生計画に記載し、国から認定を受け、認定された事業に対して企業から寄附をしていただける。企業及び地方公共団体双方がメリットのある制度です。令和2年度第3回の認定後の件数では、全国で46都道府県899市町村が認定を受け、現在企業から寄附を受けておられます。

そこで、お尋ねします。

まず、当時答弁されたクラウドファンディング型のふるさと納税などの手法を研究。これについて、されたと思いますが、まず結果を教えてください。

また、企業版ふるさと納税に向けて、今後総合戦略を見直し、企業から寄附を受けるための地域再生計画を作成するつもりはあるのか。また、企業とのマッチングを図るための官民連携プラットフォーム事業などを活用して北方町に寄附をしてくれそうな企業の掘り起こしを行うつもりがあるのか。

以上2点、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 白井総務課長。

○総務課長兼税務課長（白井 誠君） では、ガバメントクラウドファンディングについてお答えします。

ガバメントクラウドファンディングとは、ふるさと納税で設定されている寄附金の使い道について、より具体的なプロジェクトとして寄附を募集し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募るものです。このクラウドファンディングを行う手法としては、北方町でも現在利用しているふるさと納税サイト「さとふる」「ふるさとチョイス」のシステムを利用することで行うことができます。現在、各地方公共団体等より様々なプロジェクトについて寄附を募っているところですが、なかなか集まっていないのが現状です。

しかしながら、その中でも東京都の品川区などは北方町でも実施する子ども食堂の運営費をこ

の手法にて募集し、目標額を達成している状況であることや、ホリモク生涯学習センターやアルテックアリーナなどを改修するには、利用者等にアピールしやすいため、このような形の寄附を行うことができるのではないかと考えていますので、来年度はガバメントクラウドファンディングを募集したいと考えております。

また、企業版ふるさと納税についてですが、総合戦略を見直し、毎年開催しております清流フェス等の事業に対して企業版のふるさと納税を利用できるよう地域再生計画を提出する予定です。

官民連携プラットフォーム事業を活用した企業からの寄附の掘り起こしについてですが、現在北方町は地方創生SDGs官民連携プラットフォームに加盟しています。このプラットフォームは、公共団体や企業、研究機関などがお互いに連携し、それぞれが持つ知識や技術を活用することで様々な課題解決や各種取組の推進を支援するためのマッチング機関です。

このプラットフォームには企業版ふるさと納税の分科会があり、各公共団体のプレゼンテーション資料がホームページ上に掲載されております。分科会に参加する団体は多い状況ですが、実際にプレゼンテーションを行う団体は少ない状況にありますので、今後もこの分科会の動向を注視させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） ありがとうございます。

今、総務課長から大変うれしい言葉、SDGs、いい言葉ですね。何でしたら皆さん、バッジ買ってくださいよ。まだまだこれ続きますので。

それでは、ちょっと最後になりますので、くどいようですが、財政が本当に大変逼迫している北方町です。周辺市町においては、早々と新型コロナウイルスによる景気悪化を見据え、税の減収額を公表されているところでもあります。これは新聞紙上の話ですが、名古屋市では440億円、岐阜県では300億円、岐阜市では43億円、お隣の本巣市では、最近新聞に載っていましたよね、2億6,000万円の減収を見込まれ、新年度予算編成に大変苦慮されているということでありました。

一方で、このコロナ禍の中で大きく飛躍されておる業界、企業もあります。これは在宅で可能な業種が多いんですよ。例えば通販、私の質問にあるこのふるさと納税。これはちょっと余談になりますが、JRA、ネット投票です。特に私が皆様方に興味を持っていただきたいことは、このJRA、競馬法に基づき日本政府が資本金の全額を出資する特殊法人のJRA（中央競馬会）のネット投票が大幅に増加しておるということでございます。ぜひ、傍聴の方もお見えになられますので、この場をお借りして御披露申し上げたい事柄がございます。

この中央競馬会の中で、獣医、調教師として大活躍されている我がふるさと北方町駒来町出身の関西の栗東厩舎の寺島調教師。それから、北方町高屋出身の関東美浦厩舎の国枝調教師。特に国枝調教師は、この競馬界において世界的に有名であり、最近では国枝調教師が育てた競走馬アーモンドアイが11月1日に開催されたグレードワンレース、G1レースですね、秋の天皇賞でG1レース8勝と日本競馬新記録を打ち立て、さらには11月29日のジャパンカップでは前人未到の

G1レース9勝と自身の持つ日本記録を塗り替え、翌日の一般紙、スポーツ紙などで大々的に取り上げられ、競走馬のアーモンドアイと馬を育てた国枝調教師の功績をたたえられたことは、同級生、私もここにおられる町長も一緒なんですね、本当に喜ばしい限りであると思います。また、北方中学校出身者として誇らしい事柄であります。

以前、大分前ですが、地方競馬のオグリキャップで一躍全国的に有名になった町があります。それは岐阜県の笠松町であります。ふるさと納税は市町村の企画力の勝負です。このようにちょっとした話題が納税者の興味を奮い立たせ、例えば先ほど来出ております県下一住みたい町北方、全国で10番目に行政面積が小さい町北方、県下一人口密度が高い町北方、こんな小さな町で有名調教師2名を輩出した町北方などのキャッチフレーズで企画パンフレットなどを作成し、ぜひ納税先として選んでいただけるよう全職員が本当にアイデアを募り、研究され、この逼迫した町財政確保に取り組んでいただきたいと考える次第であります。

ちなみにこのふるさと納税、一番真新しい数字ですが、昨年一番たくさんお金を集めた行政、御存じだと思いますが、この行政は返礼品で全国的に問題になりましたよね、過剰だということで。6月から除外されたんです。その4月、5月2か月で幾ら集められたか御存じですか。184億円なんですよ。経費を引いて53億円は実質市に入ったわけですよ。これは大阪の泉佐野市なんですよ。この泉佐野市というのは、人口10万に満たない市なんですよ。決して大きくありません。私ここで一番興味持ったのは、やはりふるさと納税返礼品。海産物やおいしいフルーツや肉や、あぁいいなあと物すごい人気あるんですね、どこのまちも。このまちの人気商品は何か御存じですか。タオルと地元の野菜なんですよ。どこでこういう差がついたかと。こんなところを本当にいま一度研究していただいて、ぜひこの財政難を乗り切っていただきますように。

また、今議会で提案されております機構改革をされて、政策財政課なんかをつくられるそうですが、ぜひ精いっぱい知恵を絞って、町のために働いていただきたいなあとお願いする次第であります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 午前の一般質問はこれまでとし、再開は1時半から始めますのでよろしくお祈りします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○議長（安藤浩孝君） それでは、再開します。

次に、安藤哲雄君。安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） 議長の許可が出ましたので、早速一般質問をさせていただきます。

今日は健康について2点ほどですけど、では1点目からいきます。

1点目、健康診断について。

本町では健康診断を各種実施していますが、ここでは特定健診以外について改善したほうがよ

いのではないかという健診を提示します。

最初に胃がん検診では、旧態依然というバリウムを飲む胃部エックス線検査であります。最近では内視鏡を使った胃カメラ検査のほうが確実とされています。胃は複雑な形をしているので、胃部エックス線検査では体位を変えながら様々な方向から撮影する必要があります。そのために放射線被曝量は胸部エックス線の数十倍から100倍になります。高い量の放射線が胃だけでなく咽頭や喉頭・食道・肺などがんになりやすい部位にも当たるのです。エックス線検査などが原因で後になって発病する2次がんにもなります。

そこで、県内の自治体では、既に岐北厚生病院（山口市）が全国で3台目の胃カメラ検診車を導入して、山口市、養老町、飛騨市など、その他多くの自治体が行っていると思われます。

次に、肺がん検診では、胸部エックス線よりも断層画像で診断するCT検査のほうが肺がんの発見率は高いとされています。それは、胸部エックス線の画像は雲のようなもやもや感があるが、CT検査の画像は鮮明でがんの部位がはっきり分かります。また、被曝線量0.05から0.1ミリシーベルトで体の正面から撮影するため、胃などほかの臓器にも放射線がかかってしまいます。

そこで、質問します。

胃がん検診で胃カメラ、内視鏡検査の導入を進める予定はあるのか。

肺がん検診では胸部エックス線からCT検査に変更する予定はあるのか。

なお、検査費用は胃バリウム検査8,000円から1万5,000円、胃カメラ検査は1万8,000円から3万円とされていますが、現在町では胃バリウム検査を1,000円で設定していますので、胃カメラ検査は2,000円から3,000円ぐらいでできるのではありませんか。また、胃カメラ検査は胃バリウム検査より4倍見つけやすいので効果は大きいです。

いずれの変更も受診者負担の増額は避けられないと思いますが、命に関わる大切な検診であるので、検討の余地は十分あると思われます。

○議長（安藤浩孝君） 鳥本保健センター所長。

○保健センター所長（鳥本裕子君） 最初に、胃がん検診についてお答えします。

本町の胃がん検診は、国の指針に基づき、バリウムを飲んで胃部をエックス線で直接撮影します。直接撮影の放射線被曝量は、1検査当たり3.7から4.9ミリシーベルトと報告されておりまして、胸部エックス線検査1枚の被曝量は0.05ミリシーベルトですので、直接撮影の被曝量は80倍と多くなりますが、100ミリシーベルト以下の被曝による発がんリスクが不確定な状況を考慮すれば、直接撮影の被曝量はかなり低いものと考えられます。

胃内視鏡検査は、近隣市町では羽島市、各務原市、山口市が行っていますが、胃内視鏡検査を導入するには地域の医師会が内視鏡検診運営委員会や専門医による読影委員会を立ち上げる必要があります。本町では2人以上の専門医の確保が難しく、現時点では胃内視鏡検査の導入は難しいと思われます。

次に、肺がん検診についてです。

胸部CT検査の被曝量は7ミリシーベルトで、胸のエックス線検査よりも格段に被曝量が多く

なります。国の指針では、安全性などを考慮し、集団検診として胸部エックス線検査の有効性が認められています。費用面では、胸部エックス線検査が1枚1,200円に対して胸部CT検査は1枚2万円と高額になることなどを考慮し、CT検査に変更する予定はありませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） 今の放射線被曝量の話ですけど、僕の調べた結果では、胃のエックス線検診は3.5から4ミリシーベルトと言われましたけど、大体7から8ミリシーベルトで書いてある文献が多いんですけど。

そして、次の肺がん検診のこの7ミリシーベルトというのは、CT検査のことが7ミリシーベルトということで。これもCT検査は7ミリシーベルトというのは一番最低で、6から30と伺っておりますけど、被曝線量は、このCT検査は多いのでちょっと心配かなというのがあります。

国際放射線防護委員会（ICRP）によりますと、一般公衆の線量限度は年間1ミリシーベルトとしておるんやね。この胃のエックス線検査だと7から8ミリシーベルトということで、これはやっぱりほかの臓器に対しても非常にどうかなという面があります。

そちらとして、年間被曝線量何ミリシーベルト以下ならいいのかという考えをちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（安藤浩孝君） 鳥本保健センター所長。

○保健センター所長（鳥本裕子君） 放射線被曝に対する御質問になると思うんですが、普通の生活をしているだけでも被曝はあります。なので、胸のレントゲンの0.05ミリシーベルトというのは、飛行機に乗って東京からニューヨークを往復するぐらいの量だそうです。なので、ある程度宇宙から降ってくる自然放射線というのがありますので、その辺り、胸のレントゲンを普通に撮るのについては心配ない範囲じゃないかなあというふうに思っているところです。

ただ、肺のCT検査になりますと、やはり鮮明に見える分被曝量は大きくなります。施設によっても、検査の多少方法によって被曝量というのはいろんなデータが出てくるんですが、胃と肺がん検診とちょっと別々に考えたほうがいいのかというふうに思うんですが、胃がん検診の今撮っている被曝量と、それから胃カメラのほうは、胃カメラに関しては今の北方町の医師会の体制が十分じゃないのでできないですと。それから、胸の肺がん検診については、被曝量がやはり多いというのと、それから高額になってきますので、1枚撮るのに1,200円か2万円かというのと、やはり症状がない方については胸のCTまでを撮る必要がないというのが国の考えになっています。以上です。

○議長（安藤浩孝君） 安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） 今のお話聞いていると、このCT検査7ミリシーベルトで、やっぱりこれはちょっと危険というのか危ないということで、それだったらこの胃のエックス線検診、実際7ぐらいで一緒なんやね、CT検査と。そうしたら、胃カメラ検査に移行するための、今すぐではちょっと難しいかもしれんですけど、やっぱり努力でこれから先にしていきたいと思います。

私も昔バリウム検査をやったことがあるんですけど、非常に何か違和感を覚えて、その検査自体が、何かすっきりしない思い出があるので、ぜひこの先胃カメラ検診移行をお願いしたいと思います。

では次、2点目に行きます。

子宮頸がんワクチン接種について。

子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの積極的な接種勧奨を厚生労働省が中止し、接種率が激減したことで、無料で受けられる定期接種の対象を既に過ぎた2000年から2003年生まれの女性では、避けられたはずの患者が計1万7,000人、死者が計4,000人発生するとの予測を大阪大チームがまとめました。接種率が0%近い現状のままでは、その後も同様に生まれた女性の中で4,000人以上の患者、1,000人以上の死者の発生が防げなくなるとしました。

子宮頸がんはワクチンで予防可能ですが、全身の痛みなど健康被害の訴えが相次いだことを受け、厚生労働省が2013年6月、接種は無料のまま勧奨が中止された。これにより、接種率は一時7割を超えていたが1%未満に低迷し、年間約1万人が発症し、約3,000人が死亡しています。

ワクチンの安全性をめぐるのは、18年、名古屋市立大チームが約3万人のデータを解析し、副作用とされそうな24種類の症状の発生率は接種の有無で違いがないとしました。大阪大チームの八木麻未特任教授は、子宮頸がんはワクチンと検診でほとんどが予防可能。一刻も早くワクチンの積極的勧奨を再開する必要があるとコメントしました。

しかしながら、厚生労働省の担当者は、積極的勧奨を一旦止めたのは安全性への国民の不安があったためで、解決しないことには再開は難しいと指摘。情報提供をしっかりと行い、国民の理解を深めつつ、副反応などの頻度を改めて見極め、積極的な勧奨の是非を判断したいと話しました。

このように積極的勧奨の中止はまだ現存していますが、子宮頸がんワクチンは2013年4月1日以降ずっと定期接種であり、現在も定期接種として受けることができます。定期接種は小学校6年生から高校1年生の期間です。初回接種後、6か月後に3回目の接種になるので、遅くても高校1年生の9月までに開始しないと定期接種での接種から外れてしまいます。定期接種を外れてしまうと任意接種、有料となり、1回1万6,000円掛ける3回、合計4万8,000円の費用がかかります。また、副反応が起きた際の対応も定期接種法ではなく、医薬品医療機器総合機構法対応となってしまいます。

全く副作用がないワクチンは存在しません。皆様がこれまで受けてこられた予防接種にも副作用はありました。

そこで、質問します。

本町では、対象者小6から高1までの約900人のうち、接種人数は昨年度僅か3人で0.3%です。一時期六、七割で推移した接種率で安全性が確保されていました。将来を担う女子のためにも、予防接種の重要性をしっかりと広報し、一人でも多くの女子に接種をしてほしいと考えます。今後の方針をお尋ねします。

○議長（安藤浩孝君） 鳥本保健センター所長。

○保健センター所長（鳥本裕子君） 子宮頸がんワクチン接種についてお答えします。

平成25年4月1日、子宮頸がんの定期接種が始まりました。その年の6月に、ワクチンを受けた後に広範囲に広がる痛みや手足の動かしにくさ、不随運動などが起きたと報告され、定期接種を積極的に勧奨すべきでないという通知が出されましたので、その通知に基づき、本町でも積極的な接種を見合わせてまいりました。

今年の10月9日、厚生労働省よりヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について勧奨があり、小学6年から高校1年相当の女子と保護者に対し周知を行い、接種機会の確保を図ることになりました。

これを受けて、本町では、今年の10月下旬に中学1年生から高校1年生相当の対象者へ、案内と厚生労働省作成のリーフレットを個別に郵送いたしました。その結果、11月には4の方が予防接種を受けられました。今後も医師会と連携し、安全に予防接種ができるよう周知に努めてまいります。

○議長（安藤浩孝君） 安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） 厚労省から10月9日勧奨ありということで、11月、早速4人受けられたということは非常に喜ばしいことですが、全体の900人ぐらいの女子からするとまだ僅かなものなので、ぜひこれからも推奨をしっかりとっていただきたいと思います。

そういうことで、これからやられるということなので、それ以上は私も言いませんけれども、やっぱり命に関わる大きな問題でありますので、ぜひよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（安藤浩孝君） 次に、石井伸弘君。

○1番（石井伸弘君） それでは、議長の指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、小・中学校における発達に特性のある児童への支援についてであります。

近年、発達障害、知的障害など、学校における集団生活や学習に困難を抱える児童に対する早期における発見と理解が進み、保育園・幼稚園、小・中学校などにおける支援教育が充実してまいりました。

学校生活において学習、集団行動などで困難を抱える児童は、障害の有無で明確に線引きができるわけではありません。児童それぞれの個性・特性であると同時に、グレーゾーンと言われる明示的な支援の枠組みには入らない児童であっても支援を要することが言われています。

北方町の小・中学校においても特別支援学級、通級指導教室などにおける指導のほか、グレーゾーンの児童に対しても、ユニバーサルデザインの観点から教室内でも視覚が混乱しにくい掲示や、授業進行の見通しの説明をしてから授業、通常教室における特別支援員の配置など、発達や行動に特性のある児童にとっても配慮された授業が行われることで、子供たちの学びや成長がより適切に行われるようになってきていると理解しております。まずもって教育長はじめ現場の教員

の皆様の御努力に深く感謝申し上げます。

一方、2019年に発売され、2020年のノンフィクション部門でベストセラーとなった「ケーキの切れない非行少年たち」という本がございます。この中において、非行を犯して少年院に入った子供たちの多くがグレーゾーンの子供たちであり、適切な発達の支援を受けていたら違った結果になっていたのではないかという指摘がなされています。

やや古い調査になりますが、2012年に文部科学省が行った通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査では、小・中学校の通常学級に在籍している6.5%の児童が学習・行動の面から学校生活に困難を抱いているという結果が出されています。

文部科学省の調査結果後、学校現場で対策が進められているとのことですが、したがって、前述の書籍における非行少年のケースなどでも、現状では以前より状況はよくなっているものと信じたいところですが、それでも一保護者として小・中学校のクラスの様子を聞くと、授業についていけない児童の存在を散見いたします。また、今年度の北方小学校のえがおアンケートの結果でも、授業がよく分かるかという問いに対して、「あまり当てはまらない」「当てはまらない」と回答した児童が保護者回答で18%、児童回答で6%程度存在するようです。

前述した「ケーキの切れない非行少年たち」の著者であり、医師でもある宮口幸治先生が少年院での経験を元に開発した、子供が授業に取り組む土台である認知機能を強化するためのトレーニングとしてコグニティブトレーニング（コグトレ）というものがあります。このトレーニングでは、社会面・学習面・身体面から包括的に子供の認知機能を強化するもので、10分から15分程度の取組を毎週1回程度行うもので、既に幾つかの学校単位、教室単位で取り入れられており、複数の教育委員会単位での導入も検討されているそうです。

実際に学校単位で取り組んでいる富山県氷見市の宮田小学校、高知県高知市の秦小学校に伺うと、教室全体で児童が先生の話を中心して聞けるようになった、発達の特性のある子には特に効果があると感じるなど大変効果を実感されていました。特に、先生が児童の発達特性に気づきやすくなり理解が進む、高学年になると児童自ら自分の特性に基づいた学習方法を行うようになるといった効果を指摘されていたことが印象的でした。

また、教員の経験値を共有し、教室内の児童の発達の特性に合わせた指導が行き届くことも重要だと考えています。教員養成課程においても、平成31年より特別支援教育が必修化されました。岐阜県総合教育センターなどでも、現職教員に対して様々な特別支援教育に関する研修が行われております。

そこで、御質問いたします。

北方町の通常学級における発達に特性のある児童や、集団行動や学習面で困っている児童をどのように把握していますか。また、何名程度在籍していますか。

北方町の小・中学校において通常学級に通う児童のうち、何名程度に個別の教育支援計画の策定がなされていますか。

児童の認知能力向上、教員による児童の発達特性の把握の一助を目的として、コグトレを導入することについてどのようにお考えですか。

発達に特性のある子供の支援に関して、在籍する教員の研修はどの程度行われていますか。また、校内・町内において、教員、スクールカウンセラーや特別支援員、スクールソーシャルワーカー等の間で支援に関する経験値を共有する仕組みはありますか。

以上、お答えください。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 発達に特性のある子供への支援についてお答えします。

特に支援の必要な子供の把握は、実際の学習や集団生活の様子を複数の目でよく見ることが基本です。その上で、校内の就学支援委員会での検討、検査、医師など専門家の診断などを行います。現在、通常学級に在籍する子供の中で特に支援の必要な子供は、町内の小・中学生合わせて80人ほどです。また、個別の支援計画については、把握している子供全員について策定しています。

次に、コグトレの導入については、子供の実態を理解している教員が納得して試してみることがよいことだと思いますが、学校や教育委員会単位で導入することは考えていません。一人一人に対する特別な支援の内容や方法には違いがあること、指導する教員がよいと感じなければ効果がないことなどが理由です。

特別支援教育に対する教員の研修や情報共有については、町全体での研修会をはじめ、県や岐阜市と連携した研修会、本町の教育委員で県教委特別支援教育課長や特別支援学校長などを経験された安田教授による指導體制整備等様々な取組を行っており、本町の体制は県内で最も進んでいると考えています。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございます。

80名程度ということで、認識もなさっていらっしゃるし、支援の仕組みもなさっていらっしゃるということで大変安心いたしました。

一方で、例えば大垣市のように、これは大垣市の子育て支援課が取り組んでいるわけで、教育委員会ではございませんけれども、子供たちに対する発達の特徴を幼稚園時代、保育園時代から中学校、高校まで、18歳までずっとフォローするようなスマイルブックというものを発行する仕組みを導入されているような自治体もあります。こういった通常学級にもやっぱりいるということは、先生方よく御存じだと思いますけれども、この子供たちが適切に発達していくための仕組みというのをこれからもつくっていただきたいなあというふうに思っています。

特にコグトレに関してなんですけれども、これも名取教育長といろいろお話ししている中でも私も感じていることなんですけれども、いろいろある支援のやりようの中の一つだというふうに思っています。なので、これに固執するつもりはありませんし、特に先ほど名取教育長がおっしゃったように、現場の先生が納得してこれがいいと思ってやらないと、なかなか子供に対してもよ

い効果が得にくいなあというのは思っています。なので、工夫したり、それから判断したり、そういった試行錯誤があつて、子供たちのところに届くような枠組みがあるといいなあと思っているんですが、それでもいろいろ私なりに見たり聞いたりしている中においては、コグトレってユニバーサルに通常学級の子供たち全てにやらせても、普通の子も、それから発達に特性のある子にとっても非常に効果があるなあというところは感じているところです。

100ます計算で有名だった陰山先生が普及された100ます計算なんかもありますけれども、あちらの導入の総本山じゃないですが、立命館小学校ってあります。あそこの小学校でもコグトレは導入なさっていて、お話を伺うと100ます計算のデメリットもあつたことを踏まえてコグトレを入れてますなんて、そんなお話もされるんですね。実際自分の息子にちょっとやらせてみたりもしていますけれども、非常に楽しくやれることが印象的で、子供たち自身が自ら学んでいくというスタイルに非常になじむのかなあというようなところで、いいなあというふうに思っています。

なので、先生方、教育委員会、一律的にやっていかないということについての方針については理解いたしますし、そのやりようでよろしいのかなあというふうに思うんですけれども、ぜひ子供たちの、普通の学級にいるんだけれども、なかなか苦勞を抱えている子供たちがたくさんいると思いますので、その子供たちに対する対策というのが進んでいくといいのかなあというふうに思っております。

以上で結構です。

2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

保育園民営化及び統廃合に関する財政効果について御質問させていただきたいと思います。

本年11月に北方町立保育園民営化及び統廃合計画（案）が提出されました。計画の策定の趣旨及び目的でも触れられているように、少子化の進展、保育ニーズの多様化、保育環境の向上、安定的なサービス供給体制の確保のために、公立こども園1つと民間こども園2園ないし3園とする計画です。

個人的には、3人の子供を町立保育園で11年にわたって保育していただきました。わがまを言う保護者の気持ちに寄り添っていただいたこと、3人の子供に大変丁寧に接していただいたこと、歴代の園長はじめ現場の保育士の皆様に深く感謝を申し上げたいと思います。

既に多くの自治体で保育園の民営化が行われております。サービスの提供主体としての民間法人の保育・幼児教育の質についても、公立園に負けず劣らない質であると評価されていることは先行した自治体の保護者調査などでも明らかになっており、民営化していく方針についての異論はありません。しかしながら、来年8月にも民間事業者の募集が行われるスケジュールとなっており、本議会でも議論を深めるべきだと考え質問をさせていただきたく存じます。

今回の計画の素案においては、財政的な裏づけとなる試算が全くありません。他市町の同様の計画では、園児1人当たりの公費負担額の公民比較、園舎建て替えの大まかな試算等算出されているものを拝見いたします。例えばお隣の岐阜市は、本年3月に第三次公立保育所民営化計画を

策定していますが、園児1人当たりの運営コストとして、平成30年決算をベースとして民営保育園の国・県からの補助を含めたコストの比較を出しています。

保育園を民営化することで町の財政需要基準額が減るため、実質的な運営経費の削減効果は限定的と考えますが、幼児教育・保育の無償化に伴う町負担分に関しては、町立保育園の負担額と民営保育園の町負担額は大幅に減ると考えます。園舎の建て替え費用も公私連携型にする最大の狙いとして、公営のままでは町費全額負担になるところが、国2分の1、民間4分の1、町4分の1となるため、財政的に大変有利であるとの説明を伺いました。

先行して民営化した大阪府守口市の75名定員の園舎建て替え費用は約4億1,000万円と試算されていました。これを北方町で想定すると、東保育園が90名定員で、昭和54年築の建物ですから改築はほぼ既定路線と思われます。南保育園では増築部分があり、全面改築は行わないと想定しても3から5億円程度、コンクリート施設の減価償却を34年とすれば年間1,000万円程度の財政効果が見込めます。

私は一議員として、町財政をチェックする役割を担っていると考えておりますが、今回の計画では財政的な判断材料がなく、大変不安に感じております。生じる財政効果につきましても、例えば西東京市の民営化計画の資料を拝見すると、民営・公営ともに園児1人当たりの運営コストはほぼ同額となるよう、市が民営事業者に対して加算しております。

北方町においても、生じる財政効果を民営保育園の運営安定化のための職員待遇の改善、民間保育園、公立保育園ともに近年増加が著しい障害児や配慮が必要な子供の受入れのための保育職員の加増、一時預かり、満3歳児保育などの支援メニューの充実に充当すべきものと考えております。

そこで、御質問いたします。

計画において、財政効果の試算を、幅を持った数値でよいので出されるべきと思いますが、出される予定はありますか。

幼児教育・保育の無償化に伴う町負担分は、民営化に伴いどの程度削減されますか。

財政効果がプラスとなる場合、どの程度、どのような内容で子育て支援、保育事業の充実に充当するおつもりですか。

事業実施後、財政効果の検証をすべきと考えておりますが、実施する御予定はありますか。

以上、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 保育園民営化及び統廃合に関する財政効果の質問についてお答えします。

1つ目の質問の財政効果の試算について出す予定はあるのかについてですが、現時点での試算はしております。これについては普通交付税の算入等不明な部分もあります。また、事業者が決まっていないなど不確定な要素が多々ありますので、現時点の公表は考えておりません。今後、事業の進捗に合わせて明示することも検討していきます。

次に、2つ目の質問、幼児教育・保育の無償化に伴う町負担分は民営化によりどのくらい削減されるかですが、削減額についてははっきりと申し上げる状況にありません。認定こども園等の施設型給付費につきましては、現在国2分の1、県4分の1、町4分の1負担となっています。入所児童数、事業体の保育サービス等による加算で金額が変わってしまうため、一概に言えませんが、町立保育園の運営については国等の補助金がないため、民営化後の町負担分は施設型給付費の町4分の1部分のみになると想定しております。

次に、財政効果がプラスの場合の子育て支援、保育事業への充当規模とその内容についてですが、財政効果が必ずしもプラスになるのか現時点では分かりませんが、仮にプラスになった場合には、町全体の子育てニーズへの対応や認定こども園の運営経費に資する貴重な財源として活用していくことを検討していきます。

最後に、事業実施後の財政効果の検証の有無についてですが、これについては、保育園民営化実施後に検証を行う予定です。また、北方町立保育園民営化及び統廃合計画（案）でも明記しておりますが、事業体の負担により第三者評価を受審し、結果について公表するなど、保育サービスの質の維持向上を図っていきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございます。

出される財政効果に関する試算を出す予定があるかということについて、あるということなんですが、これはいつぐらいのイメージになるのか、よろしければお教えてください。

それから、2つ目の質問の町負担分について、町4分の1なんだというお話なんですけど、これは3歳から5歳の子供を預ける際の町民による負担額になると思うんですけれども、その4分の1というのが大体金額的にどれぐらいになるか。4分の1とおっしゃいましたけれども、よければ数字として教えていただきたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 1つ目の事業の進捗に合わせてとお答えしたんですが、こちらのほうはちょっとまだ分からないことになるのですが、事業体が決まって以降になると思います。

2つ目の4分の1の試算ですが、ちょっとこちらのほうはできませんので、できていないということ……。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） 3から5歳の預かっているお子さんに関して、無償化になりましたよね。その無償化になった数字のうちの保護者が負担している分の4分の1が町で今負担しているという理解を私はしているんですけれども、その数字が出せないというのは何か違和感があるんですけど、何で出ないですかね。

私の認識が間違っていたら、それは違うとおっしゃっていただければいいですし、ただ、数字として大体これぐらいの運営経費を削減できるはずだというのは出ると思うんですけれども、そ

こら辺はいかがでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時13分

○議長（安藤浩孝君） 再開します。

石井議員。

○1番（石井伸弘君） 分かりました。

出せないという話は前からも伺っているのですが、出せない、出さない、まだ出さないほうがいいのかというお答えですかね。数字がどうであるかというのは割と枝葉末節な話なので、今回私がここで伺いたいのは、実際恐らく財政効果はあるんだろうと思うんです、プラスに。そのプラスになった分を子育て支援、保育園の事業のところに、しっかりと保育園の事業、もしくは子育ての事業に回されるという御回答をいただいたので、それについてはそれで私も納得するところでございますので、それでいいかと思うんですけれども、できればどれぐらいの数字があるかというのは見るとありがたかったかなあというふうには思っております。

あともう一点、まだ大丈夫ですか。

どの程度、どのような内容でというお話をお伺いしたところなんですけれども、現在北方町における3歳児健診において、令和1年度で133人の子供に対して58人の子供たちが発達障害や言語の遅れの疑いがあるという診断がなされているというふうには伺っております。

いろんな民間事業者に対する支援のありようというのはあるんだと思うんですけれども、私としては、ぜひここは建物等の側のところに使うということできずに、できれば手のかかる子供が増えている傾向にあるので、人にかける、民間事業者の運営者もしくは保育士の待遇改善といったところにお金が加算されるような仕組みがあるといいなあというふうには思っているんですが、その辺の方向性について、もし御回答できる場所がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 今、議員言われましたとおり、人に対して加配するとかそういったこともありますので、そういったものにも当然使っていくことの一つと思っております。

○議長（安藤浩孝君） 今の質問はこれで3回になったね。

○1番（石井伸弘君） はい、ありがとうございました。

民営化で財政の状況がよくなるものを、うまいこと子育て支援のほうに充てていただけるという御回答をいただきましたので、その方針で進めていただけて、国のうまい制度を使っていただくことで、子供たちのためにもなるような仕組みをぜひつくっていただけるとありがたいなあというふうには思っております。

3番目に、関連するんですが、町立認定こども園の所管・役割についても伺いたしたいと思います。

令和5年には学園構想の一環として町立幼稚園と中保育園の統廃合がありますが、こども園がおおむね3園体制となることを踏まえ、北学園内の町立認定こども園の福祉健康課への所管の一本化が適切であると考えております。今回の保育園の民営化及び統廃合計画についても、町立幼稚園と中保育園統廃合が全体のインパクトとしては大変大きなものであるにもかかわらず、再編計画の全体像が極めて分かりにくく感じます。

なお、民間への移行に伴う一般職保育士の処遇についても、岐阜市などでは残る公立園に異動させ、職員を増加させることで障害児保育、預かり保育などに充当させるとのことでした。他市の計画でも公立園の役割として、障害児・配慮を必要とする子供の受入れのセーフティーネットとしての役割を明記するところが少なくありません。

そこで、御質問いたします。

10月の全員協議会では子育てに特化した組織をつくることは否定されましたけれども、北学園内の認定こども園の所管を福祉健康課、これも3年4月より福祉子ども課ということになるかと思うんですけれども、こちらに移管して統合的に子育て事業を所管し、保育園民営化及び統廃合計画においても一体的に論ずるべきだと考えていますが、いかがでしょうか。

民間園開設後に、一般職保育士を町立認定こども園で保育の充実のために手厚く配置することについてどのようにお考えでしょうか。

以上2点、お答えいただきたいと思えます。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 町立こども園の所管・役割の質問についてお答えします。

1つ目の質問の北学園内のこども園の所管と保育園民営化及び統廃合との一体的取扱いについてですが、開園後の保育認定の入園申込みについては、町において保護者からの利用調整を行う必要があります。利用調整については、一元的にすることで保護者にとっても分かりやすく、効率的であると考えておりますので、将来的には子ども・子育て支援事業を所管する担当課において、町立認定こども園につきましても所管する予定としております。

次に、民営化後に一般職保育士を町立認定こども園に配置することについての質問ですが、計画している2園の民営化後の保育士の配置については、第1に町立認定こども園へ配置になると想定していますが、認定こども園の定員や職員の年齢構成等のバランスを考慮して配置することが必要であり、加配することも含めて具体的な任用先はこれから検討することになりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございました。

一体的に将来的にやっつけていかれるということで、大変安心いたしました。ありがとうございました。

計画についてもなんですけれども、もうパブコメかかっていらっしやるのでしたっけ。

○福祉健康課長（木野村英俊君） まだです。

○1番(石井伸弘君) まだですかね。かける前でよいので、前あったことを奇貨として、原本は原本というか、現在の計画の本編は本編で構わないんですけども、参考資料でいいので学園構想の北学園内にできる町立認定こども園のどんなふうな整備が進んでいるのか。現時点で学園構想の中でのどういうふうな定員にするといったころまで含めて議論は進んでいると思います。その辺のところを一体的に、参考資料を添付するような形で結構ですので、ぜひそういった資料も添えていただいて、計画全体として子供の北方町における保育のありよう、幼児教育のありようが見えるような見せ方をちょっとこれはしていただきたいなあというふうに思います。

そうしないと、保育園の民営化ということでの計画なので、書きぶりとしては現状の書きぶりになるのは仕方がないというのは承知しているんですけども、町民の目から見るとやっぱり一体的に、特に180人定員のこども園ができるということに関しては大変インパクトの大きいことで、中保育園も閉園していくという方向性ですから、そここのところが見えないと何だろうなというふうに思ってしまうかねないというふうに危惧しております。ぜひそここのところについて御検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(安藤浩孝君) 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長(木野村英俊君) 検討はいたしますが、ちょっと今この場で即答はできませんので。

○議長(安藤浩孝君) 石井議員。

○1番(石井伸弘君) ありがとうございます。

子供たちの行き先が非常に大きく変わってくることになろうかと思しますので、ぜひよりよいものにしていただければと思います。

私からの質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長(安藤浩孝君) これで一般質問を終わります。

○議長(安藤浩孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、明日12日から16日までの5日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、明日12日から16日までの5日間を休会とすることに決定しました。

第4日は、17日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。ありがとうございました。

散会 午後2時24分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年12月11日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 井 野 勝 巳

署 名 議 員 石 井 伸 弘